

総務常任委員会
決算常任委員会総務分科会
予算常任委員会総務分科会

（平成24年9月14日）

早川新平委員長

おはようございます。

昨日に続き、会議を始めます。

今、お手元に配付をさせていただいた資料は、きのう森委員のほうから資料請求があった1台当たりの経費比較という資料でございます。理事者のほうで、この説明があればお願いします。

倭財政経営部長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

済みません、きのう資料提供を2点いただきました。一つはこのリース車両の関係、それから内部地区市民センターの駐車場の関係ということで。申しわけございません、ちょっと内部地区市民センターのほうの資料はおくれてございますが、でき次第またお示しをさせていただきます。

まず、このリース車両の考え方につきまして、担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中山管財課課長補佐

おはようございます。管財課、中山でございます。よろしくお願いいたします。

昨日ご要請いただきました資料のほうを、取り急ぎ取りまとめさせていただいたところでございます。今お配りをさせていただきました資料の表紙をめくっていただいて、もう1枚めくっていただきますと、入札価格見積もり明細書と、それから右側にお見積書というものをつけさせていただいております。若干、ファクスで送ってもらった関係で、字が細かくて、見にくくて申しわけございません。

昨日、注文書ということで、資料をとということでございましたのでつくらせていただいたものなのですが、私どもの公用車購入に当たって、注文書というものはないということございまして、入札でもって購入をしていく中で、これは平成23年6月にワンボックスのバンの5台を購入するといふときの入札の明細書でございます。見積もりとしては、2社あって、うち3番目のダイハツ三重さん、こちらが5台で436万8845円という値段で落

札をされた。このダイハツ三重さんのほうに、この金額の明細をということで、調達契約課のほうから当時依頼をして取り寄せましたが、この右側のお見積書というところでございます。

昨日、車両本体価格が97万円の車に対して28万円余の値引きというのはどうかというご意見がございましたけれども、右側のお見積書の左側の欄の一番上の現金販売価格消費税込みという欄でございますけれども、こちらが、私ども、今回お示しをさせていただきました資料のもののデータというようになっておるわけですけれども、まず本体価格が97万円。これは定価でございます。値引き額が28万3843円で、本体から値引きを引いた本体の価格が68万6000円余と。

これに対して、附属品A及びBというのがございます。A及びBは、この右側の欄に附属品A明細、それから、その下に附属品B明細という欄がございますして、これらが附属品としてつけられておると。この合計が6300円、あるいは22万5000円ということで、合計いたしますと91万7457円、この数字を昨日お示しさせていただきました。本日もお示しをさせていただきます、今見ていただいている資料の一つ前の資料でございますけれども、この比較表の購入のほうの車両本体価格の金額に相当するものでございます。

まず、7年間乗った軽四の下取り価格というところでございますけれども、一番最後のほうにメールの部分をつけさせていただきます。私宛てのメールの文章でございますが、昨晚、インターネット等で、この程度の車の下取り価格、つまり買い取り価格について、いろいろと問い合わせなり、インターネットの中の情報を見ておったわけなんですけれども、その中で、ガリバーさん、車の買い取りで非常に有名なところなんですけれども、こちらのほうに1回連絡をしてみまして、条件としては、ダイハツのハイゼットカーゴでグレードが一番下の、一番スタンダードなタイプのスペシャルと言われるところなんですけれども、平成17年式の、要は7年落ちの車で、この程度の車ですと大体買い取り価格は幾らぐらいですかというお問い合わせをさせていただきましたら、かなり幅があるようなんですけれども、上のほうの結果というところの下に、過去3カ月の全国の概算の相場を調べていただいたところ、約17万円から38万円という、車の走行距離なり、程度によって随分と開きがあるようで、こういった数字を教えていただいたところでございます。

この17万円から38万円というところの真ん中の平均値の27万5000円というものを一応想定しまして、一番最初に戻っていただきまして恐縮なんですけど、多分先ほどの経費の比較の表の車両売却処分のところの27万5000円という数字を改めて置かせていただきましたと

ころ、購入とリースと差額はほぼとんとんというようなことで、若干ですけれども、リースのほうが少し安いというような結果になったところでございます。

早川新平委員長

説明はそれで。

中山管財課課長補佐

続けて。

あと、内部地区市民センターの敷地として、前の駐在所の敷地を所管がえをして、センターの敷地、駐車場に所管がえをさせていただいた件でございますけれども、民間からの購入のお申し入れという部分、私どもの考えは、昨日申し上げたとおり、そういうお声は直接伺っておらないところでございますけれども、センターの館長のほうにも昨晚問い合わせをさせていただいて、地元ないしはご近所の方で、あの土地について買いたいというようなお話はそちらのほうでは聞いているかという問い合わせをいたしましたところ、センターの館長としては、伺っていないという答えでございます。それから管財課ともに、あの土地を買いたいという購入の買い受けの希望というお声は伺っていないというのが結果でございます。

それから、全体図ですけれども、今届いたんですが、どうさせていただきますでしょうか。今お配りさせていただきますでしょうか。

早川新平委員長

はい、配ってください。

中山管財課課長補佐

でき上がったばかりで、中身が詳しく書いてなくて大変申しわけございません。

この図面、右から3分の1ぐらいのところでは張り合わせをさせていただいて、この右3分の1のKという字が引っくり返っている部分の台形の部分ですが、これが今回センターのほうで所管がえをさせていただいた土地に当たる部分でございます。そこから左側、Kという字が手書きでなっていて、若干斜めの線が入っている、2区画、Kの区画があるところから、センターの建物に向かって左側、ここは以前からの地区市民センターの敷地と

して活用されておる部分でございます。以前からセンター敷地となっている部分には、区画といたしましては9区画で、白線で区画させていただいているのが9区画で、それ以外にも少しスペースがございますので、センターのほうに問い合わせましたら、6台程度は何とかとまるだろうということで、従来の敷地の中に9台プラス6台の15台程度置くことができる。

それから、ちょっと図面には表示してございませんで、申しわけございません。このセンターの前、図面で言うと上に道路があるんですけども、そのさらに道路の上側、つまりセンターの道を挟んだ向かい側に、こちらセンターの敷地として、駐車場としてございまして、こちらが6台程度現状とめることができると。今回、所管がえでセンター敷地として活用をさせていただいた部分、先ほどの右側の3分の1部分でございますけれども、こちらに新たにそろそろ工事を着手するということでございまして、6台分の区画を新たに整備させていただくということでございまして、合計いたしますと、従来の駐車台数が21台程度で、これに新たに6台程度で、合計27台程度の駐車が可能になるということでございます。

説明のほうは以上でございます。

早川新平委員長

ありがとうございます。

そうすると、最初のリースのほうは、この表の売却処分のところは27万5000円ですよ。きのうのやつは3万円という形で、購入マイナスリースイコールで、きのうの分は25万6691円、本日配付していただいたやつは1万1691円、これは修正という形になるのかな。

中山管財課課長補佐

はい、このようにお願いいたしています。

早川新平委員長

はい、わかりました。

説明は以上のとおりです。

委員の皆さんからご質疑があればご発言をお願いいたします。

森 康哲委員

資料を提供していただいて、ありがとうございます。改めて、前の数字が間違っていたんだなという思いがありまして、正確な数字を今後出していただくようお願いしたいと思います。

それで、正確な数字が出てきてところで再度お尋ねしますが、これを見ますと、購入とリースの差がほとんどなくなりましたので、じゃ、どういうふうに、リースのほうがいいのか、購入のほうがいいのかという判断がなかなかつきづらくなったのかなと思います。

それで、この5台を買ったときの判断としては、前の資料のときの判断で購入しているはずなんですけど、これはなぜ5台を購入するに至ったのか、なぜリースじゃなかったのか、ちょっと教えていただきたいんですけども、リースのほうが安かったはずなんですけど、この5台を購入したときは。

川森管財課長

お配りをさせていただいた対象比較のダイハツハイゼットの購入につきまして、地区市民センターの車両でございますので、所管は市民生活課ということになりますが、詳しく聞いているわけではございませんけれども、私どもの一元管理の車に対しまして、センターの車というのは地域の中を走ることがほとんどということで、走行距離が非常に少ない。先ほどのお示しさせていただいた最後のメールのところにも記載してございますが、真ん中のところに、登録内容ということで、今回、買い取り価格の査定をしていただいたところの走行距離は1万2000kmという形で出してございますが、実はセンターの車といいますと、長年乗ってもこの程度の走行距離になってしまう。私どもの一元管理の公用車としましては、実際にはこれよりももっと長い距離を走るということになります。したがって、これの5倍、6倍という数字が、私どもが実際に一元管理で運用しますと、それぐらいの走行距離になってくるということでございます。

したがって、多分買い取りで、この短い期間での走行距離であれば、私どもがリースで買いかえをしている7年という期間よりももっと長く乗るであろうというふうなことになってくるだろうと思います。したがって、長く乗れば、そういう意味での購入のメリットも出てくるということで、購入を選んだのであろうというふうに解釈しております。

森 康哲委員

じゃ、このセンターで使ってみえる軽のバンの車は、平均して何年乗ってみえるんですか、現状は。何年でかえているのが多いんですかね。

川森管財課長

10年から11年というふうに聞いております。

森 康哲委員

わかりました。だけど、10年から11年で、例えば10年にしたら、3年延ばすだけで27万5000円がなくなるわけですね。

川森管財課長

なくなりますというか、これよりも多分低くなってくるだろうというふうに思います。

森 康哲委員

そうすると、その価値が減る割合と、乗った年数との割合を計算すると、そんなにも、メリットというか、購入とリースの差はないのかなとは思うんですけども、乗った分だけ減ると思うんですね。そういうところを考えると、一元的に管理する面から見ると、リースのほうがたけているんですね。

川森管財課長

そのように考えております。

森 康哲委員

リース会社は、何社今入っているんですかね。

川森管財課長

三、四社程度だというふうに思っております。

森 康哲委員

55台で三、四社ということですか。

川森管財課長

リースは、実質的には55台で三、四社ですね。

森 康哲委員

これ、リース会社が分かれているのは入札の関係なんでしょうけれども、もしリース会社を全部一本化したほうが一元化の管理はしやすいのは間違いないと思うんで、その辺を工夫してできるような入札の仕方というのは考えられないんでしょうか。

川森管財課長

全てを一本化して同時にかえるということは、基本的には、市の業務の関係上、実際には車を入れかえる最中も動いてないといけないということがありますので、なかなか難しかりょうというふうに思いますけれども、納車時期をずらすなり、そういった時期。あるいは、実際に今借りているのをうまく調整すれば、そういったことも可能になってくるかなというふうには考えております。

森 康哲委員

なるべくまとめていただいたほうがより一層管理のほうもしやすいでしょうし、事故も少なくなると思いますので、その辺、今後、よりよく、事故のないようにしていただくためにはしていただかなあかんと思うんですけれども、一つ、見積もり情報で数字をお聞きしたいんですけれども、これ、本体値引きが28万3843円とあって、附属品のほうでも値引きが発生しているんですけれども、附属品のほうの値引きがこの現金販売価格のほうに表示されてないのはなぜなんですか。

川森管財課長

申しわけございません。そこまでちょっとこの見積書の中身について業者と確認しておりませんので、なぜかというところまではちょっとわかりかねます。申しわけございません。

森 康哲委員

この中身、附属品の明細を見ますと、架装のやつもあれば、指定看板なんか架装なんで、附属品ではないと思います。ガソリン満タンって書いてあるのは、これ、何 入るのかわからないんですけど、30 としても4500円ですわね。軽やったらそんなに入らんと思うんですけど、その辺、大分アバウトな数字が書いてあるのかなという気がしないでもないんですけど、こんなものなんですかね。いいですか、続けて。

早川新平委員長

はい、続けてください。

森 康哲委員

これ、ほんと、実際の見積もりなんですね。

川森管財課長

そうでございます。実際に入札をしていただいたときのということでございます。

森 康哲委員

はい、わかりました。

それじゃ、これをともに、しっかり今後精査していただいて、リースのほうがいいという理由をしっかり持っていただいて、なるべく一本化できるようにお願いします。

以上です。

笹岡秀太郎委員

この駐車場にいただいた敷地は、もともとセンターの敷地というふうに理解するの。

中山管財課課長補佐

ちょっと微妙なところがございまして、昭和46年当時だと思うんですが、昔あった出張所、今で言う地区市民センターと、それから消防分団の倉庫なり、車庫なりという建物が、国、建設省の内部川の河川改修工事の関係で立ち退きの対象になった。どこか新たに土地を求めて、それらを移転する必要が迫られたときに、私どもで残っている記録を見てみますと、地元の有志の方のご厚意というようなものがありまして、今現在のこのセンターの

敷地のところに地区市民センターと、それから消防団の車庫と駐在所、これらを集約すると。そういう形でこの土地を整備したという記録が残っております。

したがって、もともとセンターの敷地を駐在所にしたというわけではないんですけれども、タイミング的に。ただ、同じような時期に、同じように整備をしたという経緯でございます。その中の建物が一部、駐在所がなくなったものですから、センターの敷地ということで、今回所管がえをしたという経緯でございます。

笹岡秀太郎委員

県のほうに当然貸しとった金額が出てくるんやけど、どこで見られます、借地料は。

早川新平委員長

すぐ出ますか。えらい苦労しとるみたいで。

川森管財課長

申しわけございません。借地料という形ではちょっと明記してございません。議員の皆様の方に既にお配りをさせていただいております、平成23年度財産に関する明細書でございます。こちらのほうに記載があるかというふうに思いますが。

笹岡秀太郎委員

ちょっと今ないんで、ざくっとでええですが、教えてくれる。

川森管財課長

金額ですか。

笹岡秀太郎委員

うん。

川森管財課長

申しわけございません。しばらくちょっとお時間いただきたいと思います。

早川新平委員長

ちょっと待って。今誰か調べに行く。

中山管財課課長補佐

申しわけございません。平成23年度分で年額21万7212円でございます。

笹岡秀太郎委員

それで、県のほうからお戻しになるよと情報があったときに、県のほうに申し入れされた方が実はいるんですよ。買いたいと。で、県は、わかりました、市につながますという返事をいただいたと。それから返事がなかったらこうなっとったと、こう言うんで、実はいらっしまったということをお私に申し上げているの。それで、その辺が、どう政策的に判断されたのと。そういう声はもう届かなかったのという話を聞かせていただきたいんだけど、その辺はどうなんですか。全く聞いてない。県の責任かな、そうすると。

中山管財課課長補佐

申しわけございません。県のほうからそういった話があったかどうか、記録としてはございませんし、申しわけありません、私の記憶のほうにも定かではないところがあるんですが、ただ、県からそういうお話があったとしましても、昨日ご説明申し上げましたとおり、センターの駐車場としての活用がほぼ既定路線的にありましたものですから、仮に県を経由しましてそういうお話があったとしましても、お断りをせざるを得ない状況でございます。

笹岡秀太郎委員

だから言ったのは、政策的にどう判断されたのと聞いたんです。で、センターは、これ見ると、まさしく狭いから当然必要だろうという気はするんですけども、その受け渡しするとき、県にそういう要望を入れて、一切返事もなくこうなったら、これはやっぱりまずいんで、政策的判断をどうされたんですかという確認をしたかったの。で、どうやらお話を聞くと、県のほうから伝わってないと、こういうことだから県の責任になってくるんやろうな。市は聞いてないと言うんやで。どっちにしる、そういう議論するとき、こんな声があるけれども、センターとして駐車場の拡充が大義としてあるから、こうやってする

んだという説明がほしかったわけですよ。ということなんです。知らんならしょうがないわな。どっちにしるな。

早川新平委員長

今の笹岡委員の意見に対して、これは大事なことやと思うね。この案件だけじゃなしにね。今後も起こる可能性が大いにあるので、財政経営部として、部長。

倭財政経営部長

済みません。今のお話を伺いまして、確かに、こういうケース、今後もあるかと思えます。今回、その経緯から、市のほうにというふうなところ、明確にその記録も残っていないというところでございまして申しわけないんですけども、あったかなかったかというところも具体的にわからないところでございますけれども、当然、施設のこういう土地の有効活用というふうなところでは、あらゆるそういう情報、申し出も受けた中で、総合でやっぱり判断していく必要があるかと思えますので、今後、そういう情報につきまして、集約する中で、普通財産の今後の処分といいますか、処理について対応させていただきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

以上でございます。

早川新平委員長

他にございませんか。

毛利彰男委員

済みません、きのうもちょっとお聞きしたんですが、主要施策実績報告書の70ページの口座振替の部分ですけれども、キャンペーンとかいろいろやっているにしては効果が薄過ぎるんじゃないかということは指摘させていただいたんですけども、ちょっときのうあんまり眠れなくて、こればかり考えて。もう少し詳しく教えてほしいんですが、まず、その1367万1309円の内訳を教えてください、それで、自主納税推進にかけている、直接的にかかるのはどういう項目で、幾らなのかというのを教えてほしいんですけどね。

矢田収納推進課長

済みません、きのう言われたんで、なかなかきれいに説明できませんでしたので、ちょっと不眠に陥れまして申しわけございません。

毛利委員から指摘ありました内容を、まず内訳のほう説明をさせていただきますと、1367万円のうち、まずコンビニとか口座引き落とし、こういう関係の手数料というのが必要になります。その手数料が418万円で、あと、いわゆる口座振替推進のためにダイレクトメールを送ったり、パンフレットを新築家屋調査時に配ったりしています。その辺の推進費用としては363万円。あと、コンビニで収納するに当たって、器具の使用料とか、今回はプリンターの改修費用等が要りましたもので、その器具料が294万円。それとあと、これにかかわる臨時職員2名おるんですが、その人件費が264万円で、あと、その他で、通信費とか消耗品費なんですが、それが合わせて28万円。これが1367万円の内訳でございます。

指摘いただいたように、件数的に新規で口座振り込みを平成23年度にさせていただいたのが5009件になっています。先ほどの内訳の中で、口座振替をしてくださいよという推進で、直接にかかっている金額というのが363万円ですので、5009件がその推進でダイレクトにかかると、必ずしもそうではないかもしれませんが、5009件で割ると、1件当たり724円かかっております。

そういった、ちょっと高コスト体質であるという指摘は間違いはないかなと思っておりますので、もう少しダイレクトメールについてはターゲットを絞って、きのうもちょっと話しさせてもらいましたけど、もう少し反応がよさそうな部分だけ絞り上げて、件数をもっと絞ってダイレクトメールを送らせていただきたいなと思っております。

ただ、口座推進をするという理由は、口座引き落としというのは、納期限ぴったりにまず入ってくるということで、確実に入ってくる。税収のほうも確実にということがあります。それともう一つは、きのうもちょっとお話ししましたけれども、コンビニの手数料と口座引き落としの手数料を比べますと、40円ちょっと差が出てきます。そういった意味合いからいくと、やはり納期限内に納付してもらうのに一番お勧めを市がさせてもらうとすると、口座振替というのが一番かなと思っております。

間接的に影響というのでちょっと話をさせていただきますと、納期限内に納付していただきますと督促状を送付しなくて済む。それとあと、その後の催告書とか、職員とかの督促電話、こういったものをしなくて済むと。ちなみに、昨年度ですけれども、督促状を10万9452件送っております。大体約500万円かかっております。同じように催告書も6万5000

件送っております、ちょっと催告書のほうはいろいろ文書があるので厚くなりますので、封筒になって550万円かかっております。

そういった意味合いから、皆さんが納期限内に納付していただければ、その部分も大分省略できるということで、そういった意味合いから、ちょっと口座推進のほうは頑張らせていただきたいと思います。ただ、ご指摘いただいた、コスト体質の関係で、もうちょっとターゲットを絞って、もっと圧縮してやるということを考えさせていただきたいと思いません。

以上です。

毛利彰男委員

その考え方はきのうお聞きして、それでいいと思うんですけども、そうすると、この振り込み転換推進のためだけに使われた金額というのは、印刷、郵便が363万円、これはずばりこれにかかっておるわけやね。それから、コンビニ手数料418万円、これもずばりこれにかかるわけやな。職員さんというのは、振り込み転換だけの臨時職員さんなのか。

矢田収納推進課長

そういうわけではないです。

毛利彰男委員

ではないんやな。だから、振りかえ転換に関する項目は、印刷の363万円、それからコンビニ手数料に払っている418万円、これがどれだけ減少するかという話やね。

矢田収納推進課長

済みません、418万円のうち、口座引き落としのお金とコンビニ等が入っていますので、きのうちょっとお答えさせてもらった、コンビニは126万円になります。

毛利彰男委員

そうすると、コンビニの部分126万円と363万円、トータル489万円か、約500万円この振り込み転換推進にかけておると、こういうことでええわけやね。それで、減ったんが今5000件と言うたけども、70ページの表を見ると、平成22年度、平成23年の件数の変化を見

ると、25万4842件から25万2903件を引くと5000件もあらへんけどな。約2000件ぐらいしかないけど。

矢田収納推進課長

件数自体は、口座振替件数は1939件減っております。

毛利彰男委員

減っておるんやな。

矢田収納推進課長

はい、全体で減っています。ただ、新規というのは、口座振替も常に変化してきますので、固定資産税なんかで納めてもらっている方が亡くなると、亡くなった方は口座が一旦閉鎖されますので、そういった形で廃止される方もいます。それとあと、賦課件数も、6300件減っておりますので、そういった意味合いから件数が減っていくという部分もあります。先ほどの5009件というのは、新規に申し込んだ件数でございます。

毛利彰男委員

そうすると、仮に5009件としますやんか。そうすると、これが全部コンビニから振り込みが変わったとすると、57円から10.5円を引いたら46.5円がそれに転換したと考えたらいわげやな。それで、5000円掛ける46.5円は23万2900円になるわけよ。ということは、約500万円の経費かけて、それで効果があったという金額を出すと23万円なのよ。500万円かけて23万円のそういう回収をしたという。寂しいですよな。だから、それちょっときのう言いたかったけど、数字的にきちっと確認したかったもんできょうさせてもらったんですけども、その考え方でええわけやな。約500万円かけたけれども、それによって効果が出たのは約23万円やったと。

矢田収納推進課長

昨年度、平成23年度の決算でいくとそうなります。平成24年度は固定資産税と市県民税のコンビニ納付が出ますので、もうちょっと費用効果は上がってくるかなとは思っております。

毛利彰男委員

税が増加するわけではないわけよね。確保はされるんやけども。確保というかね。それとコンビニの手数料が減少するだけやから、やっぱりお金の使い方として、ちょっと寂しいね。だから、まさにおっしゃったように、キャンペーンの仕方を少しね。こんな500万円もかけやんと、せめて100万円ぐらいで抑えて、それで50万円ぐらい確保するぐらい頑張っていたきたいと思います。

以上、答えはよろしいです。お願いします。

早川新平委員長

他にございませんか。

芳野正英副委員長

済みません、3点だけちょっとお聞きしたいんですけど、まず、初めに配られた分厚い資料の不用額の調書のところですけど、上から五つ目の一般会計公債費の利子。一時借入金利子ですけど、その不用額が生じた理由のところは、銀行借り入れを行わずに、基金からの繰替運用で対応して利子分が減少したということなんですけど、この繰替運用がどういうときにできるのか。こういう形でしていけば利子の圧縮もできるのかなと思うんですが、銀行の借り入れをなるべく減らしていくという部分で言うと、こういう繰替運用というのはどこまでできるのかというのをちょっと教えていただけますか。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしく申し上げます。

繰替運用でございますが、それぞれ基金の残高に応じて、基金で基本的には高利率で運用を図るために定期、あるいは国債で縛ります。ただ、一般会計と全体の会計を眺める中で、資金不足が生じる場合については、その運用を、一旦定期をやめて、支払い準備金とか、そちらの資金に回すということでございますので、基本的には、それぞれの基金に全て繰替運用規程がつけてございます。ですので、全部基本的には基金の残高分だけは繰替運用が最大できることになってございます。

以上でございます。

芳野正英副委員長

そうすると、毎年なるべく繰替運用の最大額はそういう形にして、その分は銀行からの借入れを減らすというふうな運用はされているんですかね、毎年これまで。

荒木財政経営課長

基本的には、最近の運用につきましては、民間の金融機関から資金ショートに合わせた金額を一借りするという事はしてございません。

以上です。

芳野正英副委員長

ちょっとその意味がわからなかったんで、もう一回ちょっと。

荒木財政経営課長

ちょっと説明不足で申しわけございません。

基本的には、全体眺める中で、例えば12月なんかは資金が要るようになります。資金不足のショートが見込まれるということになれば、普通は民間金融機関から借入れを行って、ここの利子も想定でいきますと2%の利子をお支払いするんですが、一旦借り入れて、何カ月間というぐあいにするんですが、基金に運用規程がございますので、その運用を基金から運用すると。ですので、基本的には市役所の内部の中でお金を、その資金不足に対応するという事がございますので、最近、民間金融機関からは、そういった一旦金をお借りするという運用は行っておりません。

以上でございます。

芳野正英副委員長

僕がお聞きしたのは、毎年繰替運用できる額があるというふうなことをおっしゃっていたので、最大限そこは使って行って、銀行の借入れは、その分は減らして、そっちな繰替運用は、使える範囲は最大限そっちで利用しているんですかというふうにお聞きしたんですけど。

荒木財政経営課長

済みません。基金につきましては、まず特定目的基金というのが多うございますので、その目的に応じて取り崩す必要があるのかということをもとに照会をかけます。所管課に照会をかけた上で、いやいや、来年度は取り崩しをする予定はないよということであれば、一旦全体のパイを眺める中で、定期預金にすることになりますが、ただ、その余剰金というか、ある程度のパイを資金的に定期的にくくるといふことにしていますので、余ったお金であるとか、例えば5月までは取り崩さんよとか、あと、4月はあいてございますので、そのお金を定期的に縛るには、1カ月以上とかございますので、その間を剰余金で持っとして繰替運用にするとか、そういった全体のパイを眺めつつ運用しています。

芳野正英副委員長

お聞きした何は、そういう形で、繰替運用のほうで当座しのげるのなら、それをしとるかということだったんで、大体してみえるなというので、わかりましたので、ありがとうございます。

それと、この財産に関する調書なんですけど、土地の話で、91ページの下段から92ページにかけては、活用対象宅地として30カ所ぐらい、浜町の宅地から四日市市資源リサイクルセンター跡地まであるんですけど、いわゆるここにある、その活用を図っていきたくて。売却とか貸し付けですね。そういうふうにしていく宅地というのは、ここの活用対象宅地ということでもいいんですか。

早川新平委員長

どなたが答えていただけますか。

中山管財課課長補佐

申しわけございません。この活用対象宅地といいますのは、管財課、ほかの所管でも持っておりますけれども、今現在活用されてない、特段利用がされてない、今後活用していくべき宅地という分類でもって分けさせていただいております。

以上でございます。

芳野正英副委員長

そうすると、昨年の総務分科会の指摘でも、売却ですとか、ほかの利活用の敷地なのか、そうでないのかみたいなのを整理せいみたいな指摘があって、それに対しては、行政目的に照らして、要、不要を含め整理していきたいというふうに説明していただいておりますけど、この活用対象宅地というのは、整理をした上で、ここは、今後、売却ですとか賃借というような形をしていくということで整理をしているのか、まだそこまでの整理がされていない段階なのかだけちょっと教えていただけますか。

中山管財課課長補佐

今、この物件について、貸し付けをしていく、あるいは売却をしていくんだという明確な整理までは行っておりません。今現在、貸し付けされてないという状態であるということでございます。

芳野正英副委員長

そうすると、昨年の同じ指摘になりますけど、その部分で言うと、売却であるとか、賃借というような形をしていくのであれば、いろんなところへこれからかけていくわけですよね。四日市の空き家番号、来年度から運用していくということになれば、こういうところにもそういうのを載せていく活用も考えられるとなると、来年度に向けて、そういう整理を一遍やっぱりするべきなのかなというふうに、昨年と同様の指摘をさせていただきたいというのと、これも昨年の指摘であるんですけど、金額を明記すべきじゃないかというような指摘があったんですけど、財産調書に記載を追加する形とするか、決算の時期に間に合わせられるかなど、引き続き検討したいというふうに答弁をされているんですけど、この財産調書に対して、そういう金額の部分の記載というのは、どういう形でこれからしていくかというのは、1年間あってどういう検討になったんですかね。

荒木財政経営課長

財産の金額、現在価格と申しましょうか、台帳上の価格については、二通りの把握手法がございます。1点については、今は管財課のほうで、ここの表面にはあらわれてないんですが、整理しとるのは取得価格。その当時、取得した金額の価格が1点ございます。それについては、減価償却等々については反映してございません。あくまでも、その土地に関する取得にかかった用地費のみでございます。それが1点、市役所の内部で把握してお

る金額でございます。

他方、私ども、公会計の関係で、財政経営課のほうで、その財産を把握するのに、財産を形成するのにかけた費用。例えば設計費でありますとか、用地取得であれば、当然上物が建っとったら補償費、建物の補償費でございますね、その部分を含めて、その資産を形成するのにかけた費用ということで、財産台帳って申しましょうか、私どもの公会計制度でそういった金額を把握しています。

その二つの金額がそれぞれ違います。この間も決算常任委員会全体会のほうでご指摘があったかと思うんですが、そこの大きく違う二つのものをどうやって表現していくんかというようなことについて、今現在、検討しておりまして、私どものやつは年々減価償却していきますし、現在価値に近いものかなというふうな認識はございますが、ただ、他方、例えばこの道の資産価値とか、細かい路線まで行くと、ある程度束ねた中でその資産の把握をしてございますので、なかなか細かいところまでは追っけないという、弱点と申しましょうか、デメリットもございますことから、なかなか、その二つ、財政台帳分の上納ということをびたっと合わすのが、なかなか苦労がございまして、その辺につきまして、今現在、私どもと管財課のほうで検討しておるといような状況でございます。

以上でございます。

芳野正英副委員長

土地の価格が複数あるというのはわかる話なんですけど、昨年の決算の指摘を踏まえて、今年度はどう変わっていくという部分の説明がないと思うので、その点をお話をさせていただいております。だから、その研究の段階で、どういう形が一番適切なのかというのはまだわからないにしても、昨年のこの決算委員会で指摘された部分は、それなりの説明がやっぱりあってしかるべきなのかなと。それに対する説明資料とか、そういったのはこれから必要になってくるのかなと思うので、来年に向けて、必ずそれは準備をしていただいて、現在の段階でいいので、それぞれに説明できるような資料をそろえていただければなと思います。

倭財政経営部長

申しわけございません。決算常任委員会資料の財政経営部の4ページをごらんいただきたいと思います。

それで、ここを見ていただきますと、公有財産の台帳価格合計という欄がございます。これは、要はここにある明細を集約したもので、明細としては、公有財産の個々の台帳というところは、価格というのは、当然公有財産台帳に載っておりますので、そういう形でのお出しはできるかと。明細ということは思っております。

ただ、今、荒木が申しましたように、こちらとしては、できるだけその公会計と公有財産台帳の価格を一本化したいという思いがございまして、こういう形で今現在させていただいておりますけれども、例えば公有財産台帳上の現状の価格を明細としてお出しすることは可能でございます。

ですから、そういう形でまずお出しさせていただいて、あと、こちらとして、台帳上の価格を、今後どういう形で明確にしていくというふうなところを整理をかけさせていただきたいと、かように思うところでございます。

以上でございます。

野呂泰治委員

今、芳野委員と部長のほうのいろんな議論を聞いていたんですけど、以前からも私はずっと思っているんですけども、公会計制度、財産ですね。一番よくわかるのは土地の価格なんです。もろもろの費用とか人件費なんかを全部、毎年、土地代に足していくというやり方と、官庁のいわゆる役所の持っている土地は毎年上がっていくわけです。ところが民間は、その土地の価格というのはそうじゃないわけです。当時、はっきり言って。いわゆる時価。その時代、そのときの市場価格というか、それと全然差額が違うんでね。だから、公会計と言うものの、買ったときの値段が、ずっと減価償却も知らずにそのままの値段でずっと残っていくということは、本当に、いわゆる行政の資産がどれだけあるかということがわからないと、これは将来的にも、やっぱりもっと議論すべきなんで、幾ら買いかえするとか、あるいは設備投資をどうするかと言ったときに、いろんな価格がありますので、それはその他の議論にしますけど、ちょっとそういう点だけ意見として申し上げておきたいと思います。

1点だけ、よろしい。

早川新平委員長

どうぞ。

野呂泰治委員

1点だけ教えてください。主要施策実績報告書の47ページで、行財政改革プラン2011の実施により、効果的・効率的な財政運営を図るという中で、改革事項が41項目あったという中で、住民参加型市場公募債の導入などが計画どおり進まなかったというのは、もう一度、住民参加型市場公募債が計画どおりいかなかったというのはどういうあれか、ちょっと教えてもらえますか。

荒木財政経営課長

済みません。荒木と申します。よろしく申し上げます。

住民参加型の市場公募債でございますが、これにつきましては、やはり費用対効果の面が非常に大きいのかなという認識でございます。公募型の公募債を発行しようとしますと、銀行等に、やっぱりそれ相応の手数料を、事務手数料と申しましょか、そういったものが相当数かかるということから、なかなか普通に起債として発行するよりも費用的にかかるということから、その費用をどれくらい抑えられるかという点につきまして検討しておるといような状況でございます。

以上でございます。

野呂泰治委員

私、ちょっと一般質問で申し上げましたけれども、いよいよ行政のほうも、一つの企業として、民間団体として、中央からいろんな補助金とか、あるいは、そういった税というか、そういったことがだんだん少なくなっていくときには、独立した行政体として、やっぱり自分のところで足りない分は、どこから資金を調達しなきゃいかんと。民間で言えば社債です。だから、そういったときに、先ほど申し上げたような、その団体のいわゆる財産。その都市が本当にどれだけの価値のある都市であるかということによって、こういったものを、参加したときに、その金利ですわね、そういったものが高い、安いによって、余計よりよい都市と、よりよいところにやっぱり資金がたくさん集まるということですよ。買うということですよ。そして、税以外の資金を運用して、いろんなところに住民投資というか、地域がよくなるような形でやっていくというふうな形に。これはもうほとんどそういう形に恐らくこれからはなっていくだろうというふうに私は思っていますので、こ

ういったことについて、もう一遍しっかりと反省とか、将来的な展望をよく研究してもらって、もっともっといろんな他市のことも調べてもらって進めていってもらいたいと、こんなふうに思います。部長、一言あったら。

倭財政経営部長

この市場公募債につきましては、今、荒木のほうから説明させていただきました。以前から、導入できないかということで、検討しておるところはございます。確かに、今説明させていただきましたように、相当な手数料がかかるというところで、コスト的にどうだというところが一つネックになっているとかというふうなところがございます。ただ、これがまず導入されたのは、今、委員がおっしゃったように、いわゆる調達先を多様化しての対応というところで、国のほうもこういう制度を導入したというところもございます。そこら辺、全体を含めて、トータルで引き続き検討はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

野呂泰治委員

よろしく申し上げます。

毛利彰男委員

そんなに言うのやったら、もうやめてしもうたら。こんなもん、4年も5年も前から言うてる話やんか。たったそれだけのコストがかかるからって、五、六人一般質問しておんのよ、これ。もう五、六年前から。その都度、コストかかるでって言うとのや。何も理由変わってへんやんか。それだったら、こんなプラン、そんな行革プランにもう一回外しますって断言したらどう。ちょっともしとらへんやん。よそで導入しとるところ、ようけあるのやでさ。そこは、ほんなら高コストでもええのかという話やんか。そんな理由ではあかんに。

それで、関連して、これ、20項目進まなかったって書いてなるのだけでも、その後どうするのかね。なぜこれが進まなかったのか。その計画に無理があったのかなんか知りませんが、その辺の分析をきちっとやっておられると思うんですが、できなかった理由と、今後それをどうしていくのか、そのあたりを教えてください。何かまとめたもんがあるんで

あれば、またいただいてもよろしいんですが、時間もあれですので、簡潔にちょっと言うてください。そんなあかんに、そんな。目標まで行ってへんのにさ、全然。いけしゃあしゃあとできませんでしたって、そんなあかんに、これ。

倭財政経営部長

市場公募債の関係で、まずご指摘をいただいたわけですね。確かに、これまでもいろいろな一般質問でもいただいて、答弁をさせていただいてございます。前回のときも、一つ対象となるような事業がどうだと。やはり市民の方にとりかかるところも視野に入れて、協力していただければと、そういう事業のあり方でありまして、先ほど申しましたような、具体的な手数料でありますとか、リースの問題とか。先ほど申しましたように、やはり手数料というところは、コストを考えると非常に大きなポイントというふうなところでございます。現状、やる、やらないというところまで決定というか、そういうところまで至ってございませんけれども、今ご指摘いただいた点ですね、議論が長いんじゃないかというふうなところでございますが、プランにも挙げてございますので、そういった中で、できるだけ方向性を出していくという形で検討を進めさせていただきたいと思っております。

あと、20項目進まなかったというところでございますけれども、これについては、当然行革プランですね、61項目を挙げさせていただいております。各項目、今回の行革プランにつきましては、これまでの単に委託を進めるとかそういうものじゃなくて、市民協働であるとか、相当質の面でのというところで今議論をさせていただいているところでございます。ただ、3カ年というふうなところで、その年度によつての取り組み状況で、想定よりちょっとおくれておるとか、そういうところで、評価として、20項目について、予定のところまで達していないというところでございます。これについては、各課、61項目挙げさせていただいておりますので、そのプランに沿った形で結果を出すように、こちらでも指導させていただこうと思っておりますし、そういう形でできるだけ進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

毛利彰男委員

今、非常にタイトでやりにくい部分があるのはよくわかっていますけれども、やっぱりその原課とも相談しながら、政策も入れて、本家本元が決まらなければ行革も進まない部

分があるんで、ぜひそれをお願いしたいんです。

最後になりますけれども、41項目達成したものの金額的な効果、それから、残っており20項目のコストダウンの金額予想、それだけ教えてください。もうそれで結構です。

倭財政経営部長

今回の行財政改革のプランでございます。61項目と申し上げまして、通常、これまで削減効果というふうなところの目標値を掲げさせていただいておるところはございませんけれども、一つ、その61項目に対しまして、どのような削減目標という具体的な目標数値ということは、今回掲げさせていただいてないという状況でございます。ただ、各項目において、どういう形での削減というふうなところについては、進捗にあわせて取りまとめをさせていただきたいというふうなところで思っております。

毛利彰男委員

削減コストのレベルは。

倭財政経営部長

とりあえず削減コストで言いますと、例えば3カ年で施設のあり方を検討するとか、そういうものについては、方針を出すとかそういうところがございますので、明確に幾ら削減ができたというところの効果的なところが、現状はございません。これまでですと、例えば指定管理によりましてこれだけの削減効果というふうなところがあったかと思えますけれども、そういうところの具体的な内容といたしましては、今申し上げましたように、市民協働でありますとか、そういう取り組みを進めさせていただいているという状況でございますので、現状として、数字的に今把握といいますか、効果として数字は挙がっていないという状況でございます。

以上です。

毛利彰男委員

そうしたらもう財政って抜かないかんわ。行財政改革プランにせな。そんなしめ臭いことも言うつもりないんでね。少なくとも41項目のどれぐらいのコストがダウンしたか、それは財政経営部として。もうええですわ。答弁ええわ。それで、その次の20項目も、どう

いうコストなのかさ。それは定量的に今把握できない部分があるのもよくわかります。しかし、定性的な部分もあるんだけど、定量的なところも必ずあるはずですから、1回その表に。少なくとも、それ検証しておるのやろうね。

倭財政経営部長

一言だけ、失礼します。これの進捗については、当然定量化効果というのは求めさせていただいていきます。それについて、出たものについてはまとめさせていただいて、報告をさせていただきたいというふうには思っています。ただ、行財政改革プランを立てさせていただいたときにも、これまでですと、例えば中期財政見通しで、行革で何億円というふうなところでの明確な数字をお示しをさせていただいて、例えば人員削減によって何億円とか、そういう……。今回は、そこまでちょっと、中期財政見通しの中での収支差をどう埋めていくかというところはお出しをさせていただいたというところでございますが、各プランについては、ちょっと今精査中でございますので、よろしく願いいたします。

毛利彰男委員

よくわかりましたので、信頼してしますので、頼みますわ。それだけ。

早川新平委員長

部長の今の答弁ですけれども、毛利委員のほうから、例えばここの目標を下回る結果となりましたという。じゃ、目標を100やとしたら、これだけの財政効果があるとかね。そこで67.2になったんだから、これだけの削減になりましたよということを明記するべきやと。それも、過去何年間も指摘をされておるということで、これは重く受けとめていただきたいというふうに思っております。せっかく財政経営なので、そのところはやっぱり認識をしていただきたい。毎年同じような指摘をされておるということですので、重く受けとめていただきたい。よろしく願いいたします。

笹岡秀太郎委員

確認だけさせてください。ごめんね、何度も戻って。

例の内部地区市民センターの土地だけど、21万7000円やったっけ。これ、どれ見たらわ

かる。これ見たらわかると言われませんでした。

川森管財課長

そちらに記載している内部のセンター、こういった土地が市にあってというのは、この財産に関する調書明細に記載はしてございますけれども、ただ、幾らで貸しているというようなところまでの記載というのはどこにも出てまいりません。私どもがつかんでいるだけということになります。

笹岡秀太郎委員

私が質問したのは、どこを見たらいいのと言ったら、これと言ったもので、出てこんのやけど、ないということだね。それはわかりました。そうすると、21万7000円を㎡当たりで計算すると、1カ月でいくと200円程度になるんやけど、この根拠というのは、要綱が何か、例えば公示価格とか、あるいは路線価、いろいろあるじゃない、簿価とか。その何%とか、そういう決まり事でこれを出しておるの。

川森管財課長

評価額の100分の4で、土地についての使用料という形でさせていただいております。

笹岡秀太郎委員

そうすると、数字は出てこんけれども、どっかにそれが出てくるんやわな。どっかで出てくるわけやろう。どこで見ればええの、そうすると。後で確認するの。今示せと言わへんで。どこ見てくださいと言うてくだされば、また見とくでさ。

早川新平委員長

だから、課長がつかんでおりますって言うけど、出てこないのという笹岡委員の質疑です。

笹岡秀太郎委員

委員長、議事進行のために、後刻いただければ結構です。決してこれに反対しておるわけでも何でもなくて、どこで確認すればええのかというのを。

倭財政経営部長

済みません。この決算資料の中には、土地貸付料という形での収入のほうに入っています。ただ、それは総額の形でしか資料的には出てございませんので、明細の資料としては、申しわけございませんけれども、今のところはお示しをしていないという状況でございます。

早川新平委員長

それはできるのかな。

倭財政経営部長

内訳というところで、例えば貸付料の明細というところではお出しできるというところでございます。

笹岡秀太郎委員

そうすると、一般的には余りこういう資料は出さないというふうに理解すればええんやね。わからへんもん。

倭財政経営部長

済みません。今までそういう形で、総額的なところでの資料ということでございましたもので、今後、その貸し付けというところの明細というところでおつけすることは、十分対応させていただくことはできます。

早川新平委員長

他に。

毛利彰男委員

ずっと聞いとると、仕事が忙し過ぎるんじゃない。人が足りないんじゃない。そういうふうに思いますわ。もっと余裕を持ってできるようにさ。議会も資料請求が多過ぎるけれども、もう少し何か根本的に考え直さなあかんの違うんかな。財政経営だけじゃなし、全

体が。本当にそう思いますわ。物すごい一生懸命やってもろうとるのはようわかってい
ますので、本当に。もうそれだけ。

早川新平委員長

エールを送っておると思うとんのやけどね、今の。
他に。

(なし)

早川新平委員長

じゃ、ここで一旦質疑を打ち切ります。

委員外議員の発言があれば、手短によろしくお願いいたします。

中川雅晶委員外議員

決算の審査意見書の中にも述べさせていただいているんで、皆さん読んでいただい
てると思うんですけども、リーマンショック以後、縮小していったりとか、いろいろしん
どい部分が、ちょっと回復傾向になってきたとか、法律の健全化の指数自体は、これは極
端な、本当に病気の数字なので、これはこれとして、本市の実質公債費比率を見ても、そ
れから将来負担比率なんか見ても、89%って大分体質改善というか、成績もよくなってき
たと思うんですけども、ただ、いろんなところで、マクロで見ると人も適正に減らし
てきたという部分もあったりとかするという部分。今後は、職員の方の頑張り度合いとい
うのをもう少し見える化してくださいとかというところを述べさせていただいた部分があ
ったというふうに思いますので、その辺はよろしく願いをしたいんですけども。

一つには、やっぱりわかりやすい決算公表ということで提案をさせていただいています。
これは、先ほど言った健全化判断比率とかではなくて、本市独自の財政規律の数字をしっ
かりと、どの数字を目指すんやとか、いや、この数字は必ず維持しなきゃいけないとか、
そういう本市独自の財政規律というのを設けていく必要があるんじゃないかなと。ますま
す分権化が進む中で、どんな首長になるかわかりませんので、そういう意味においても、
自治という観点からも、財政の側面から見て、そういうことも必要ですし、市民の方にわ
かりやすい、いろいろ努力をしていただいているという部分はあるんですけども、それ

でもなかなかわからないというのは、この財政の部分なので。

ただ、自治体によっては、この間の監査の中では申し上げましたけれども、それぞれ独自性を出して、わかりやすい決算報告に努めているところの自治体がやっぱり出てきているというのもあるので、そういう研究をぜひ進めていただきたいということと、それから、先ほど、基金とか市債について。

この基金も、どういう基準を設けていくのか。基金といってもいろいろあるので、やっぱり問題になっていくであろうという基金のあり方とか、今よく財政調整基金が言われていますけれども、その基金の積み立て目標であったりとか、この基金はどうなんかというのを、それも基準を論理的に進めていただきたいなというところと、それから、先ほどもありました、不用額とか流用についても、監査の報告書の中では、予実分析をしっかりとっていただいて、それぞれの課別ぐらいに、単に不用額がようけ発生したからだめだということではなくて、その原因は何なのか。本当に削減して、努力に基づいての不用額の発生なのか、単に予算立てのときからしっかりと計画を立ててなくて、そういう不用額が安易に発生したのかというところの部分も精査をしていく。そのことが頑張り度合いを見える化していくという部分もあると思いますので、やっていただきたいというお願い。

それから、最後に、債権管理について、大きい5番のところ意見書を述べさせていただいているんですけども、やっぱり債権管理というのは大切なかなと。今、市の推進課は公債権のみを扱っておられるんですが、病院の治療費であったりとか、市営住宅費であったりとか、水道料金とかという市債権の部分の債権管理も大変難しい状況になってきていて、強制徴収ができへんとか、もう時効の援用というのをしなければ不納欠損にできないとか、いろんな部分で問題があると。

2年前の総務常任委員会の中でも、この辺の債権管理条例というのを策定してその債権管理を、これもほったらかしにしておく流動資産で膨れ上がって、虚実で財政を苦しめるということもあるし、この回収にお金とか人とかというのに過多の負担をかけていくということも、あんまり市政の財政運営というところではプラスではないのかなと思うと、やっぱり一定の債権管理をする条例化というのも必要なのかなというふうに思いました。

当時、2年前は、公平性という部分で、安易に不納欠損化というところに危惧をした部分で、なかなか条例化まではいかなかったんですが、この辺は、本当に債権管理のイノベーションといいますか、一歩進めるにおいては、債権管理条例というのも、この委員会として、検討課題として、調査なり条例化に向けて一歩踏み出すというのも選択肢としてはあ

りかなというふうに私は思いますので、その辺、意見として述べさせていただいて、私は終わります。

ありがとうございました。

早川新平委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言を願います。

(なし)

早川新平委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について。歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

桜財産区が抜けてたんや。申しわけない。議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計の決算認定のうちの桜財産区の決算認定につきまして、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認めます。本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

以上、申しわけなかったです。

暫時休憩に入ります。再開は25分、よろしくお願いいたします。

11:16 休憩

11:26 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

予算分科会、議案第78号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第3号）につきまして、理事者からの説明をお願いいたします。

議案第78号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

一般会計

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財産管理費

歳入全般

第3条 地方債の補正

川森管財課長

財政課、川森でございます。

私のほうからは、歳入歳出の補正で、歳出第2款総務費第1項総務管理費第7目財産管理費について、ご説明申し上げます。

資料のほうですが、まず補正予算書(2)というのがお手元のほうにあるかと思えます。それともう一つ、資料のほう、予算常任委員会資料、一般会計補正予算(第3号)という資料でございます。

早川新平委員長

ありました。もうよろしい。

それでは続けてください。

川森管財課長

よろしゅうございますか。

早川新平委員長

はい。

川森管財課長

まず、補正予算書(2)のほうは、18ページでございます。それから、予算常任委員会資料の一般会計補正予算(第3号)のほうは、1枚めくっていただきますと、1枚だけでございますけれども、市有施設・市有地環境整備事業ということで、緊急雇用創出事業でございます。先ほど来からもいろいろとご審議をいただいておりますけれども、四日市市が持っております土地等、たくさんの市有施設がございます。そういった市有地を適正

に管理していくために、緊急雇用創出事業を活用させていただきまして、環境整備を行っていききたいというものでございます。

内容につきましては、市内の市有施設につきまして、例えば除草でありますとか、樹木の剪定でございますとか、清掃等です。あと、幾つかの市有施設について、日ごろなかなか目が届きにくいところもございまして、そういったところ、不法投棄されていないとか、無断利用されていないとか、そういったことも含めたパトロール等を、臨時職員を雇用させていただいて行っていききたいということでございます。一時的な雇用機会の創出ということで、緊急雇用創出事業ということで、臨時職員2名を雇用して実施してまいりたいというふうに思います。金額でございますが、補正予算額につきましては173万5000円でございます。

説明は以上でございます。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしくお願いいいたします。

私のほうからは、補正予算に関しまして、歳入全般につきましてご説明申し上げます。

委員会資料につきましては、インデックスでおつけしておる歳入というところございまして、補正予算書につきましては、14ページからとなっております。ご説明に関しましては、委員会資料のほうでご説明いたしたいと思っております。

今回の補正でございますが、歳入全般につきまして、補正額といたしまして4億9200万円余ということになってございまして、これによりまして、補正後の予算額といたしましては1034億円余ということになります。

それでは、内訳を説明させていただきます。款9地方特例交付金、款10地方交付税、及び款21市債のうちの臨時財政対策資金でございますが、これにつきましては、国から額の決定を受けたものでございまして、今回、当初に計上した額との差額を計上するものでございます。

まず、款9地方特例交付金でございますが、これにつきましては、国からの決定を受けましたのが1億9200万円余ということでございまして、その差額、減額となりますが、1090万円余ということをお願いするものでございます。これにつきましては、住宅借入金特別控除に係る地方の減収補填分ということで、特例の交付金が交付されるものでございます。

続きまして、款10地方交付税でございますが、補正前の額25億円ということで計上させていただいておるものでございますが、これの内訳といたしまして、普通交付税17億円、特別交付税8億円ということでございまして、合計いたしまして25億円が現計予算となっております。それに対しまして、普通交付税17億円に対しまして、今回、国から通知を受けたものが17億6726万9000円ということで、その差額を補正するものでございます。

款12分担金及び負担金、款14国庫支出金、款15県支出金に関しましては、それぞれ歳出に伴う特定財源でございます。

続きまして、款19繰越金でございますが、下の参考というところをごらんいただきたいと思っております。繰越金についてということで、平成23年度の実質収支額といたしまして、22億2000万円余ということで決算いたしておりますが、既に当初予算で見込んでおりました、6億円余の当初予算で見込みを立ててございます。それと、今回、8月補正の財源といたしまして、10億6177万7000円ということで、追加補正させていただきたいと考えております。それによりまして、今後、繰越金にかかる補正可能額といたしましては5億5800万円余ということでございます。

続きまして、款21市債でございます。市債につきましては、地方債について（変更）というところをごらんいただきたいと思っておりますが、河川改良事業資金といたしまして、これは朝明新川の河川改良事業の2800万円の歳出に伴う特定財源でございますが、95%の充当率でございまして、2660万円を追加補正するものでございます。

その下でございますが、臨時財政対策資金ということで、当初見込んでおりました金額は34億2000万円ということでございますが、これにつきましても、国から交付税の算定と同時に決定を受けたものでございまして、補正後の限度額といたしましては25億5720万円ということで、今回8億6200万円余の減額補正をお願いするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。委員の皆様、ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

野呂泰治委員

補正というか、緊急雇用ですね。この事業などの説明で、2人雇用していただくという

ことで、これはいつからということと、年齢は幾つぐらいの方が、その辺だけちょっと教えてもらえますか。

川森管財課長

年齢については、私どもにとりましては、なるべく若い方のほうがよろしいんですけども、そうはいかないと思いますので、今後も募集に応じてさせていただきたいと思っておりますが、時期につきましては、この補正予算を認めていただいた後、できれば早いうちに雇用したいというふうに思っておりますが、多分11月からになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

早川新平委員長

他にございませんか。

芳野正英副委員長

済みません。そしたら、この市有施設というのは、市道は含まれずに、いわゆる運動施設とか、そういうことだけになるんですかね。市道なんかのパトロールはもうしない。市道の草刈りみたいなのは。

川森管財課長

市道につきましては、基本的には都市整備部のほうの管轄でございますが、ここではいろんな形でパトロールを実際には行っております。したがって、私ども、今回は、そういった市道のあたりというのは対象には考えてございません。

早川新平委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

早川新平委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第78号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第3号)一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、歳入全般、第3条地方債の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

〔以上の経過により、議案第78号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ありがとうございました。

これで休憩に入ります。再開は1時という形でさせていただきますので、よろしく願います。ありがとうございました。

11:38 休憩

13:00 再開

早川新平委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいま、財政経営部、会計管理室の決算について、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、説明をお伺いいたします。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳入全般

早川新平委員長

市民の方が傍聴に入ってお見えになっております。お伝えします。

申しわけございません。

内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部の内田でございます。

私のほうからは、平成23年度一般会計歳入のうち第1款市税から第8款自動車取得税交付金までをご説明申し上げます。決算書は114ページから119ページでございますけど、主要施策実績報告書の7ページから12ページでご説明いたしますので、主要施策実績報告書の7ページをごらんください。

まず、市税の決算状況でございますけれども、平成23年度の市税収入は、固定資産税が2億3000万円余りの減収となっておりますけれども、法人市民税が3億5000万円余りの増収、あるいは事業所税が22億5000万円余りの大幅な増収となっております。市税全体では618億6700万円余りとなり、前年度に比べまして24億7000万円余り、4.2%の増収となっております。市税が一般会計歳入総額に占める割合は、7ページの上から二つ目の表にございますように58.1%と、22年度に比べまして0.6ポイントふえてございます。

主な税目の収入でございますけれども、7ページ中段から下の項1市民税では、個人市民税は173億1000万円余り、前年度に比べまして3200万円余り、0.2%の減収となっております。法人市民税が石油化学工業の一部なので業績改善の動きが見られたということもございまして55億9000万円余り、前年度に比べて3億5000万円余り、6.9%の増収となっております。その結果、市民税全体では229億900万円余りとなりまして、前年度に比べて3億2000万円余り、1.4%の増収となっております。

8ページのほうをごらんください。項2固定資産税につきましては、家屋が評価がえの

基準年度の3年度目ということもございまして、既存家屋分の評価は据え置かれておりますが、新增築分の税収が上乘せされたということもあって、前年度に比べて2億6000万円余り、3%の増収となっておりますが、土地が地価の下落に伴う評価の一部見直しなどにより、前年度に比べて9000万円余り、1%ほどの減収。償却資産が過年度の大規模投資に係る減価償却が進んだということもございまして、前年度に比べて6億円余り、4.5%の減収となっております。その結果、固定資産税全体では309億7000万円余りとなりまして、前年度に比べて4億3000万円余り、1.4%の減収となっております。

その他主なものとしましては、9ページのほうにございますが、項6事業所税が平成23年度から通年課税となっております。納税義務者数が最も多い3月決算法人の申告納付があったわけでございますけれども、このようなことから24億9000万円余りとなり、前年度に比べて22億5000万円余りの大幅な増収となっております。

次に、地方譲与税でございますが、地方譲与税は国が徴収した税を客観的な基準によって地方公共団体に譲与するというものでございまして、本市では、9ページから10ページに記載のとおり、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税がございます。

9ページの地方揮発油譲与税は、ガソリンに課される国税の一部が地方のほうに譲与されるものでございますが、平成23年度はガソリン価格の高騰や低燃費車の増加などで自動車のガソリン消費量が前年度に比べ6.6%減、こういったこともございまして、前年度に比べて2000万円余り、7.8%の減収となり、2億6000万円余りとなっております。

10ページのほうをごらんください。自動車重量譲与税は、エコカー減税の影響もございまして6億8000万円余りとなっておりますが、前年度に比べて100万円余り、0.2%の微減となっております。

一つ飛んで、特別とん譲与税は、国が港へ入港する外国貿易船のとん数に課されるとん税とともに、一括徴収される特別とん税がございますが、それが地方に譲与されるものでございます。平成23年度は、入港外国貿易船の増加があり3億5000万円余りとなっております。前年度に比べて4000万円余り、13.1%の増収となっております。

次に、款3から款8までの交付金関係につきましては、これは県のほうが徴収した一定の減のうち、一定の部分をルールに基づいて市町村に交付されるものでございますけれども、本市では、10ページから12ページにございますように、利子割交付金から自動車取得税交付金までの6交付金がございます。

このうち、10ページ下の配当割交付金、あるいは11ページの二つ目の地方消費税交付金、その下のゴルフ場利用税交付金につきましては、それぞれ企業配当の改善やら個人消費の持ち直しなどによりまして前年度に比べて増収となっておりますが、10ページの利子割交付金、あるいは11ページの株式等譲渡所得割交付金、それから、11ページ下から12ページにかけての自動車取得税交付金につきましては、それぞれ預金利率の低下、あるいは株価の低調、あるいはエコカー減税の影響などから、前年度に比べて減収となっております。

なお、委員会の議案聴取会の際にご請求がございました資料につきましては、お手元にご置きます決算常任委員会総務分科会資料、財政経営部、追加でお示しさせていただきました資料でございますけれども、そちらの2ページ、3ページに準備させていただいております。そちらのほうをごらんください。インデックスが張ってなくて、後で追加配付させていただいた決算常任委員会総務分科会の資料でございますが、午前中にリースと購入の比較でちょっとお使いいただいた資料でございます。その2ページ、3ページでございます。1ページが、午前中、購入とリースの車両の比較をした資料でございますけど、その2ページ、3ページでございます。

では、資料の説明をいたします。2ページの資料は、野呂委員からご請求ございました平成23年度の事業所税の収入状況。産業分類別にどうかということでございましたので、それにつきまして産業分類別に整理したものでございます。中段から上が非製造業で、下が製造業という、大きく分けまして、それぞれその中の産業種別に応じて、納税義務者数、収入済み額、それから件数の構成比、全体の件数のうち、それぞれの産業種別が何%を占めておるか。あるいは、調定額の構成比を載せさせていただいております。

見ていただきますと、下から7行目でございますか、石油化学工業。これについて8億4000万円ほどの収入があって、全体の34%ほどを占めておる、そういった状況でございます。

それから、資料3ページでございますけど、これは笹岡委員のほうからご請求ございました事業所税における特例減免実施の状況、その効果ということで準備させていただいた資料でございますけれども、資料の1にございますように、事業所税課税開始から、平成23年度末までの収入済み額と特例減免をした額を示させていただいております。年度の途中の8月からの課税でございましたので、決算期、平成22年8月1日以降、順次特例減免を実施してあるわけでございますが、一会計年度内では、決算期の関係で特例減免の割

合が変わっておるという状況でございます、平成23年度は、平成23年2月1日から平成23年7月31日までの決算の事業と、それ以降の事業と分かれてございまして、前半が6分の5、後半が6分の4の特例減免割合になってございます。特例減免の合計としましては、平成23年度で7億8900万円余りを特例減免額として減免してございます。

それから、2の効果でございますけれども、これは(3)のほうに記述させていただいておりますが、それを検証するには非常に困難な状況ということもございまして、直接的ではございませんけれども、事業所税の収入状況、あるいは企業行政が反映する法人市民税の法人税割額の状況についてお示しさせていただきました。

特に(2)につきましては、事業所税。中小企業の中でも事業所税が課税されている企業と、課税されていない企業、双方の法人税割額の平成20年から平成23年度までの状況をグラフ化させていただいております、この収納率、あるいは法人税割額の状況を見ますと、まだその顕著な傾向は見られないという状況でございます。

説明につきましては、以上でございます。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。

私のほうからは、款9地方特例交付金から、款21市債までを一括してご説明させていただきます。資料につきましては、決算書118ページからとなっております。また、この分厚い本のほう、インデックスを張ってあるほうでございますが、決算常任委員会資料の歳入というインデックスのそこからでございますが、こちらの7ページからにつきましては、主な款別の対前年度比較を掲載させていただいております。説明につきましては、引き続き主要施策実績報告書に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

主要施策実績報告書の12ページをお願いいたします。款9地方特例交付金でございます。収入額といたしまして6億5800万円余ということになってございますが、内訳といたしましては、3点ございます。まず一つ目といたしましては、児童手当の制度拡充、あるいは子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分といたしまして3億1100万円余ということになってございまして、2点目でございます、個人住民税における住宅借入金等特別控除額の控除分といたしまして、2億1300万円余ということでございまして、最後の3点目でございますが、自動車取得税の減税による交付金の減収分ということでございまして、1億3300万円余ということで、合計いたしまして6億5800万円余ということでございます。

続きまして、款10地方交付税でございます。収入額といたしまして、28億1800万円余となっております。詳細につきまして、次のページの13ページの一番上の表をごらんいただきたいと思っております。交付税の推移が載せてございますが、平成18年度から平成21年度、この4年間につきましては不交付団体ということになってございますが、平成22年度と昨年度につきましては交付団体ということでございます。内訳といたしまして、普通交付税19億4400万円余ということでございます。特別交付税といたしましては8億7400万円余ということになってございます。

また、下の表でございますが、この表につきましては、交付税算定台帳の総括表ということで掲載させていただいてございますが、平成23年度決定額の合併算定がえの合計額、一番下のところをごらんいただきたいと思うんですが、50億1000万円余というのと、その右へいっていただきまして、（参考 平成23年度決定額）1本算定と。ここも同様に、一番下の欄をごらんいただきたいと思うんですが、27億1200万円余ということでございまして、約23億円の開きがございます。

これにつきましては、合併によるメリットということでございますが、主に中段ところに掲載してあります基準財政収入額、こちらのほうが、合併算定がえのほうが二十数億円少ないということでございます。算定がえのほうにつきましては、事業所税が算入されないということから、こういったメリットが生じてございます。このメリットにつきましては、平成26年度まで続くということでございますが、その後5年間で段階的になくなっていくということでございます。

続きまして、款11交通安全対策特別交付金でございます。収入額といたしまして、6850万円余ということでございます。前年度に比べまして113万2000円、1.6%の減収となっております。

14ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金でございます。収入額といたしまして、11億5100万円余ということでございます。前年度に比べまして1997万2000円余、1.8%の増収となっております。主なものといたしましては、保育所負担金、老人福祉施設入所者負担金などでございます。

続きまして、款13使用料及び手数料でございます。収入額といたしまして、20億7700万円余となっておりますが、内訳といたしまして、使用料と手数料、2点ございますが、まず使用料につきましては11億6900万円余ということになってございます。これにつきましては、前年度に比べまして1323万円余ということで、1.1%の増収となっております。

主なものとしたしましては、市営住宅の使用料、道路占用料、幼稚園使用料などでございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。手数料でございますが、収入額としたしましては9億793万円余ということになってございまして、前年度に比べまして1377万3000円余ということで、1.5%の増収となっております。主なものとしたしましては、ごみ処理手数料、汚物取扱手数料、危険物関係許可手数料などがございます。

続きまして、款14国庫支出金でございます。133億円余ということになってございまして、このうち国庫負担金としたしまして126億2500万円余ということになってございまして、

また、17ページの項2というところがございますが、国庫補助金。これにつきましては6億4590万円余ということになってございまして、18ページをお願いいたします。

項3国庫委託金につきましては、3491万円余ということになってございまして。全体で、前年度に比較いたしまして7500万円余ということで、0.6%の増収となっております。主なものとしたしましては、子ども手当給付費負担金、生活保護費負担金、障害者自立支援給付費負担金などがございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。款15県支出金でございます。これにつきましても、負担金、補助金、委託金とそれぞれ3点ございますが、県支出金全体としたしまして61億400万円余ということになってございまして。土地県負担金としたしましては30億64万6000円余ということでございます。

項2県補助金としたしましては25億1600万円余ということになっておりまして、次のページの20ページでございますが、項3県委託金としたしましては5億8700万円余ということになってございます。

全体の県支出金としたしましては、前年度に比較いたしまして5億400万円余、9.0%の増収となっております。主なものとしたしましては、子ども手当給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、県税徴収取扱費委託金などがございます。

続きまして、款16財産収入でございます。収入額としたしましては1億1770万円余となっておりますが、そのうち財産運用収入としたしまして、9670万円余ということでございます。

次のページにかけてでございますが、財産貸付収入、利子割配当金につきましては、収入額としたしましては、掲載のとおりとなっております。

22ページをお願いいたします。こちらからにつきましては、それぞれの基金の運用させていただいた運用益、基金収入等で、収入額として掲載させていただいてございます。

24ページをお願いいたします。項2財産売払収入といたしまして、2100万円余ということで、収入額としてはなっております。財産収入全体につきましては、前年度に比べまして1億294万8000円余の46.6%の減収となっております。主なものといたしましては、土地貸付収入、財政調整基金などございまして、財産売払収入の主なものといたしましては、市有地売払収入、不用物品売払収入などございます。

次に、款17寄附金でございます。収入額といたしましては、1475万3000円余ということになってございます。前年度に比べまして674万1000円余の84.2%の増収となっております。これにつきましては、内訳といたしましては、社会福祉事業振興基金寄附金などございます。

款18繰入金。収入額といたしましては、9億1990万円余となっております。前年度に比べまして1億3060万円余、16.6%の増収となっております。内訳といたしましては、市立四日市病院整備基金繰入金、まちづくり事業基金繰入金、市営住宅整備基金繰入金などございます。

款19繰越金をお願いいたします。収入額といたしましては、25億6800万円余ということになってございます。前年度に比べまして5億9000万円余、29.8%の増収となっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。款20諸収入でございます。収入額といたしまして49億3000万円余となっております。内訳といたしまして、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、また、競輪事業からの繰入金でございますが、収益事業収入、その他雑入等、それぞれ収入額につきましては、記載させていただいているとおりでございます。諸収入全体につきましては、前年度に比べまして1700万円余の0.3%の減収となっております。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。款21市債でございます。収入額といたしまして、47億2900万円余ということでございます。これにつきましては、発行限度額、平成23年です。発行許可額といたしましては51億1660万円でございますが、そのうち翌年度へ繰り越すべき額を除きまして43億5430万円と、前年度からの繰り越し分3億7480万円を合わせまして47億2900万円余ということで、決算額となっております。前年度に比べまして、全体で16億9300万円余の24.9%の減となっております。

また、市債の明細につきましては、先ほどご説明させていただきました決算常任委員会資料、この分厚いやつのほうでございますが、こちらの10ページ、11ページに掲載してございます。これにつきましては、単純なミス等がございまして、差しかえで対応させていただいて、後日送付させていただいたものでございます。まことに申しわけございませんでした。

こちらの資料につきましては、記載の種別、その積算基礎、充当率等々を記載させていただいております。どうぞよろしく願います。

説明については、以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

森 康哲委員

事業所税のところなんですけれども、中小企業の減免が、これは年間6分の1ずつなんです2億円ずつふえるのかな。大体2億円ぐらいですよ。これの影響をちょっと教えてほしいんですけれども、ここ一、二年で、中小企業でやめられた方、もしくは事業縮小、そういう見込みよりも減収になっているところというのはあるのか、ないのか。

内田財政経営部次長兼市民税課長

市民税課の内田でございます。

805社、今納税義務がございまして、トータルとしては、そちらの資料にございますように、その企業の収益に応じては、大きな、特に事業所がかかっているところが、それ以外の企業と比べて減収してきておると。いわゆる法人市民税としての税収が極端に減収になっておるという傾向はなかったんですけれども、805社一つ一つを見とって収益が前年度と比べてどうであったという検証まではちょっと至っておりませんもので、そこまで詳細はちょっとつかんでおりません。

それから、参考になるかどうかはちょっとわかりませんが、市内に本社があつて、負債総額が1000万円以上ということで集計をとっておりますが、平成22年、平成23年で倒産件数が56件ございまして、そのうち事業所税がかかっている企業は1社あったというふうに聞いております。ただ、平成23年と平成22年の事業所税についてはお納めいただいております。

という状況でございますが、1社倒産されておるとい状況はつかんでございます。

以上でございます。

森 康哲委員

1社の倒産ということですが、多分目に見えやんところで業務縮小しておるところはたくさんあると思うんですよ。私の家の近所でも、もう建屋壊して建て売り住宅が建っておるとこや、そういうところが、一、二じゃなくて、たくさん見受けられますので、そういうのが、事業所税の影響でそういうふうになっているとは思わないですけども、かなりの負担になり得ることには間違いのないと思いますので、その辺のところの数字というのはしっかりつかんでいただきたいと思いますので、今後もしっかり見ていってほしいなと思います。

内田財政経営部次長兼市民税課長

市民税課の内田でございます。

ご指摘の点、十分肝に銘じて、その通知をきちっと整理していくように努めてまいります。

野呂泰治委員

ちょっと一、二点だけ教えてください。

8ページの固定資産税のことですが、東芝さん関係の、その辺の動きというか、その辺の推移というか、少し、言いにくいかわかりませんが、あったら教えてください。

駒田資産税課長

資産税課の駒田でございます。

東芝単体というわけではございませんけれども、いわゆるそういう関連のところを合わせさせていただいた額というような形でちょっとお示しをさせていただきたいと思うんですけども、昨年度でございますと約62億円ほどで、平成21年度の88億5000万円ほどをピークに、どうしても、半導体の製造装置でございますので、償却の期間が短こうございます。7年ほどで落ちていくというようなことで聞いておりますもので、やはり落ち方が通常の

もの比べて大きいものですから、投資を続けていただければ額としては保っていけるんですけれども、リーマン以来、第5棟を建てていただきましたけれども、第5棟も今、第2期の工事については、この先どうなるかというところまでつかんでおりませんので、そういったところも含めて情報等を集めて、今後の見通し等を立てていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

野呂泰治委員

ありがとうございます。

ちょっと個別の名前は違ったんですが、いずれにいたしましても、各企業それぞれいろんな動きが出てくると思いますので、ご存じのように、どんどん海外へ出ていくような企業がふえておりますので、隣の市の亀山市なんか最たるもんでございますので、しっかりとまたいろいろとお考えをいただいて対策をと思います。

それからもう一点だけ、入湯税ですけれども、非常に大きくふえた。1名の業者がふえたということですが、この辺の業者は、わかれば、名前を挙げることはできないですかね、今は。

内田財政経営部次長兼市民税課長

市民税課の内田でございます。

1業者、具体的にはスーパーホテル。その近くにある国道1号沿いのホテルでございますが、そちらが、公衆浴場に準じて事業を開始されたというふうなことで、温泉つきのホテルということでございますので、そちらの税収が大きくふえておると。本来、日帰りですと利用者に対して80円ですが、泊まり客に対しては150円の税率が適用されますので、その部分、通常の倍の税収となっております。

そういう状況でございます。

野呂泰治委員

ありがとうございました。結構です。

早川新平委員長

他にございませんか。

芳野正英副委員長

一番初めにいただいた分厚い資料の不納欠損なんですけど、13ページのところのホームヘルパー派遣家庭事故負担金が不納欠損に上げてあるんですけど、これは平成11年度以前の状況のもので、その後ずっと払われなかったのかなと思っているんですけど、これは5年の時効が成立しており欠損処分すると書いてあるんですけど、これはどういうことなんでしょう。今までずっと時効の中断はしておったかと思うんですけど、いきなりここでぴたっとやめてしまったのはどういう理由なのかなと思ひまして。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。

ご指摘の点でございますが、申しわけございません、今ちょっと詳細まで把握してございませんので、後日ご報告させていただきたいと思ひます。

早川新平委員長

よろしいですか。

芳野正英副委員長

はい。そうしたら、済みません、追加で。

12ページも、保育所負担金とか、一部5年の時効が成立しておりということがあると思ひますけど、例えば地方自治法上で、行政の債権は5年で機械的にというわけじゃないですよ。中断を打とうと思えば打てるわけですよ。まあ、どっかのタイミングで、もうやめておこうかというふうにして時効を成立させているのか、その辺が、例えばほかにも生活困窮とか所在不明で、徴収が困難であるということで不納欠損理由に挙げているところがあるんですけど、この三つだけ5年の時効成立という理由にしてあるのが、ちょっと違和感を感じたのであれだったんですけど、その辺もちょっと詳しく整理して聞いといてください。

矢田収納推進課長

済みません、5年の時効の関係だけ。全部の課がそれぞれ必ずやっているかどうかというのまで収納推進課では把握しておりませんが、一応時効の中断という措置についてだけちょっとご説明させていただきたいと思います。

当然5年で時効になるものと、あと、私債権の場合は、5年で時効になっても援用が要するという形で、必ずしも欠損にはできないんですけれども、5年時効をとめる手段としては、まず督促状を送る。

芳野正英副委員長

その辺はわかっています。

矢田収納推進課長

あ、いいですか。それとあと、わかっておりますけど。

芳野正英副委員長

手続はわかっている。

矢田収納推進課長

じゃあ。

芳野正英副委員長

時効の中断はわかっているんで、ずっとし続けておったのを何でやめてしまったのかなということなんですよ。なので、その辺だけ、例えば対象者がもうなくなったんで、だったら対象者がなくなったんで欠損処分にすればいいんですけど、5年の時効成立によりと書いてあるので、そこで中断事由を諦めてそこで欠損にしておるんで、その判断の根拠を知りたかったんですね。どういう整理でやっているかということなんで。

荒木財政経営課長

申しわけございません。後日、詳しい内容を確認いたしまして、ご報告させていただきたいと思います。

早川新平委員長

お願いいたします。

副委員長、よろしいですか。

芳野正英副委員長

はい。

早川新平委員長

他にございませんか。

芳野正英副委員長

資料のもう一つ、5ページのところの差し押さえなんですけど、市税債権の差し押さえで、動産はゼロ件になっているんですけど、動産差し押さえの場合は、こういう市税の滞納の場合は、対象にできる動産というのはないもんなのか。もしくは、動産を差し押さえた後の、いわゆる転売とかの手続が煩雑やで、もう動産を差し押さえないようにしているのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

矢田収納推進課長

動産については、差し押さえは当然市税でも行うことはできます。ただ、動産というのは非常に難しく、一番多いのは、例えば自動車を押さえるというような形をとるのが一番簡単というのと、それと比較的転売しやすいという形になっています。ほかに美術品とかそういうのもあるんですけども、なかなか難しいのが、いわゆる価格を見積もるといって、鑑定ですね、これが、この車を押さえたから幾らぐらい押さえた形になるのかというのを判定するので非常に難しい形になっております。そういった意味合いで、なかなか我々、その鑑定が、プロではないもので、うちのほうではまだやっていませんけれども、実は三重地方税管理回収機構というのがありまして、動産等を押さえてもらうのは、そちらのほうでやっていただいております。ただ、じゃあ、それを過去にやったのかというと、やってはいるんですけども、平成23年度、この3年間はちょっとやってないという形ですけど、以前は絵皿とかそういうのを押さえて公売にしたということはあります。

芳野正英副委員長

東京都とかは、差し押さえたのをネットオークションで売ったりとかというのをやっていますけど、そういうのは検討したことはないんですかね。

矢田収納推進課長

今のところは、一つのすみ分けとして、機構のほうを使わせていただいています。機構のほうの負担金も高いので、逆に言うと、そういう鑑定費用も負担金の中でやってもらえますので、そういった意味合いから、有効に使うということで、不動産の公売も含めてそちらでお願いしておるとい状態です。

早川新平委員長

以上、ここで質疑のほうは打ち切ります。

今から委員外議員の発言に入りたいと思います。ご意見がある議員さんは、ご発言をお願いいたします。

藤井浩治委員外議員

では、委員長からお許しをいただきましたので質問させていただきます。

3月の一般質問で、収納率の件、指摘をさせていただいております。資料は、決算常任委員会資料のインデックスの張ってある歳入の2番なんですけど、その一般質問で、収納率向上のためには、生活困窮者については、詳しい調査の上、担税力がなければどんどん不納欠損をしてください。それから、担税力があって、いわゆるずるをしているところは差し押さえを推進してください。時効については、何もやっていないということの証明になりますので、極力抑えてくださいと、そういう指摘をしております。

2ページの収納率のところを見ますと、県下でいなべの次という、かなり高い収納率を誇っております。これは本当によくやられているなというふうな判断ができるかと思うんですが、不納欠損額、例えば平成23年度が1億2300万円かな。他市の、例えば鈴鹿とか津というのは2億円、3億円あるわけですし、人口的に言えば、先ほど申し上げたように、生活困窮者に対する不納欠損の額が余りにも少な過ぎるという見方ができるんじゃないかと思っております。

それから、4ページの右のほう、ここにも細かく記載してもらってあるんですけども、

時効が1770万円、これは余りにも多過ぎる割合になっていますね。それから、差し押さえの状況、これは副委員長からも指摘がありましたけれども、平成21年度からほぼ倍増で、しっかり頑張ってもらっておるかなと思っているんですけども、金額にして1億円ということはまだまだ少ないですし、動産についても、オークションのほうで、別に先に評価する必要はなくて、オークションで売れた時点で評価して調定に入れ込めばええわけですから、これは当然債権を多く押さえてもええわけですけども、不動産も動産も積極的に押さえていく。そういうやり方が必要だと思いますが、所見をお聞きいたしたいと思います。

倭財政経営部長

失礼します。ただいま委員さんのほうから、差し押さえ等の滞納整理というところで質問をいただきました。今言われましたように、確かに担税力があるのに納めないというところ、これについては十分な差し押さえ。それから、困窮者について、払う能力がないというところについては不納欠損というところで、財政経営部としましても、基本的にはそういう考え方で、めり張りのある滞納整理をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

今、その動産の件について、オークションというところも希望として出されたわけでございます。滞納整理につきましては、先ほど申しましたように、めり張りをつけてというところございまして、動産について、過去にはあったというところでございますけれども、具体的にこれは、先ほどの理由もございまして、現状ゼロというふうなことになってございます。改めまして、滞納整理については、こちらとしても、財源の確保というところもやっていく必要がございますので、そこら辺も、例えばオークションでしたら、そういう研究とか、そこら辺のところも改めてさせていただいて、さらに滞納整理を進めていきたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

藤井浩治委員外議員

何かざっとした所見しか伺わなかったんですが、質問したポイントは3点あるわけであって、不納欠損額が他市に比べて少な過ぎるということと、それから、時効が多過ぎる。それから、差し押さえが少な過ぎると。これについての確なお答えをください。

倭財政経営部長

申しわけございません。今現在、その不納欠損額は、他市と、今ご指摘のあった、例えば鈴鹿市とか津市だと思えますけれども、そこに比べまして、確かに2倍、3倍というふうな数値がございます。これが、こういった状況でというところもでございますけれども、改めて、そこら辺、これについては、例えば本市のやり方と他市のやり方、そういうところも確認をさせて、実態はどういうことかというところも確認させていただきたいと思えます。

それから、時効について、この内容ですね。そこら辺も確認する中で、結局、やるべきことをやった上で、時効ということが、ご心配をされておるのは、そこで放っておるといふふうなところが問題になろうかと思えます。そこら辺の時効についても、さらに精査をかけさせていただいて、滞納整理のほうを的確に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

藤井浩治委員外議員

めり張りのある、納税者の身になった温かい、そして厳しい徴収方法を行っていただいで、収納率の向上に努力していただきたいと思えます。

以上です。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

川村高司委員外議員

済みません、内容に対する質問ではないんですが、議会運営というのか、監査運営というのか、行政運営のあり方自体のところ、例えば監査に提出されている資料の情報内容の濃淡というのか、この風景がもう全然違うんですね。だから、今見ている資料の内容と監査のときに提出されている資料が、私の感覚でいくと、かなり違っているというか、具体的な例を挙げれば、行政財産の目的外使用で、賃料、幾らで貸しているとか、そういう議論は詳細が監査のときには出ていますけど、さっきの内部の駐在所云々の件は出てない。片や、この市債の詳細が、こっちは市債についてというので出ているんですけど、こ

れは初めて見たなとかと思いながらなんで、情報の使い分けというか、一定の独特のルールかなんか、そちら側にあるんですかね。

倭財政経営部長

いや、決して使い分けというところはございませんけれども、例えばこの委員会の資料ですと、委員会を毎年やる中で、当然、いただいた要望とか、そこら辺について、ある程度これまでの整理がかかって、一部つくってあげてきておるといふところは現実あると思います。基本的には、例えば税の関係の資料も、前年度と同じような形というふうなところでなっておりますし、監査資料についても、それは監査のほうと調整をする中で資料をつくらせていただいていますので、決して監査のほうと、この委員会を分けてとか、そういうことではやってございません。わかりやすい資料ということで、これまでやる中で、今までこういうふうにつくり上げてきたという認識でございます。

以上でございます。

川村高司委員外議員

どうしても私らというのは、委員外議員として発言も区別される立場であって、今回この場で見える資料であれば、やはり物申したくなるのが役割なんですけど、扱いはそうじゃないということから。で、監査のときに指摘させていただいた事項をフィードバックして、ここに資料として出てくるのかなと私は思っていたんですけども、そういう傾向は一切見られない。

具体的に例を挙げて恐縮ですけれども、北館の四自連の賃料、市有財産にもかかわらず項目にも挙がっていない。無償じゃないんですけども、市民文化部が所轄しているから管財課は管理しませんよとなるのはおかしいじゃないですかという議論をしたんですけども、それを受けて、ここの場にその報告があるとかであれば監査機能が有効に働いているのかなとは思うんですけども、それさえもこの場では語る情報もないというこの現実というのは、だから監査は全く別で、議会運営とは全く関係ないのかというふうに私は思ってしまうんですけども、その辺、私の言っていることがおかしいのか、どうなんでしよう。

倭財政経営部長

今ご指摘いただいた点でございます。確かに、監査の指摘いただいたその内容について、今回のこの委員会資料という形では、準備はさせていただいていないと思います。当然、決算というふうなところでございますので、これまでそういう視点での資料整理というふうなところはやってきてございませんので申しわけないと思うんですけれども、ある程度、そこら辺、これまでの監査で指摘された点について、どういう形でさせていただくのがいいのか、1回考えさせていただきたいと思います。申しわけないです。そこまで、本当に今までの形でこれをやらせていただいたという、資料的にもございませんので、当然決算で、監査で指摘された内容についてというのは、やっぱりそこで一つ問題になったというところでございますので、その取り扱いについて、1回監査のほうとも十分連絡して、どういう形がとれるのか、考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

川村高司委員外議員

先ほど毛利委員のほうからも指摘があったように、本当に人手が足りないんであれば、そのような体制をとっていただいきちとやっていただかないと、ただ単にまた1年過ぎて、1年過ぎてということになってしまって。なんで、今回、私自身も初めてこの総務常任委員会に在籍させていただいていますけど、去年、どういう議論があったのか、事前にみずからやっておくべきなんですけど、まずは去年の指摘に対して報告があって、そこからスタートしていくというような方法であるとか、いろんな方法を考えていただいて、よりいい方向に行っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

早川新平委員長

答弁よろしいですね。

毛利彰男委員

関連があります。

早川新平委員長

関連を認めます。

毛利彰男委員

委員外議員さんの質疑に対する関連。私も監査したときに、その違いを物すごく感じたもので、少なくとも資料提出は、監査で出された資料は委員会に出すのが原則だというふうなことを昔に言うたことあるんですよ。それはもう忘れておるのか、伝わってないのか、今でもそんなことがあるみたいなことを今おっしゃったもので。二つの問題を言われからね。資料の問題と、それから、監査で出された質問に対する答弁も含めたような資料も出せということと、それ徹底していただきたいなと思いますわ。相当詳しい資料が監査で出てくるので、少なくとも同じものは関連する委員会には出すと。それはもう常識やと思いますけどね。お願いします。

早川新平委員長

今の毛利委員の関連質問ですが、私は認めてしまいましたけれども、先ほど質疑が終わっていますので、非常に申しわけなかったです。

毛利彰男委員

教えてもらおうかなと思って。

早川新平委員長

いや、申しわけない、もう質疑を打ち切っていますので。申しわけない、載りませんので。重々今までの意見でわかっておると思いますし、理事者のほうも肝に銘じて、委員会総意の意見やというふうに認識をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、他に質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

財政経営部・会計管理室の議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全体につきましては、認定すべきものと決することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。大変ありがとうございました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一般会計、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

理事者の入れかえを行います。ここで休憩をさせていただきます。2時10分再開という形で、よろしく願いいたします。

13：56分休憩

14：09分再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局、決算分科会、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、説明をお願いいたします。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第1款 議会費

井上議会事務局長

議会事務局でございます。議会費の審査、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度、平成23年度でございますが、まず、何と言いましても5月1日から議会基本条例が施行されまして、これが一番大きな点であったかなというふうに思っております。幾つかの柱がございますけれども、その中でも中心となりますのが通年議会ということで、全国の県市で初めて導入をいただきました。結果としましては、緊急議会の開会は1回でございましたけれども、途中で緊急議会の開会の可能性ということも議論をいただいたということもございますし、議会が常にかかれておるということで、緊張感を持って対応いただいたのかなというふうに思っております。

その中で、特にこれまでは閉会中のいわゆる勉強会、委員会でございますが、これは議決が要ということもございまして、これまでもされてはあったんですけれども、よりそれを活用いただいた1年であったのかなというふうに思っております。データ的に見ましても、1委員会で7回ほどふえております。7日間ふえておるといふような状況で、明らかに委員会の審査、調査が活発にされたということが裏づけられるのではないかなというふうに思っております。

そのほか、文書質問につきましては、昨年度、延べ15人の方が質問をいただいております。

それから、議会報告会でございますが、昨年9月以降、昨年度は3回議会報告会を開催いただいております。延べ461人の方がご参加をいただいております。

こういった議会改革の取り組みに対しまして、他市からの視察も非常にふえております。昨年度1年間で見ましても、前年度比6割強の増加ということで、視察が非常にふえております。その中でも、約3分の2が議会改革ということで、議会改革を中心に非常にふえておるといのが実態でございます。

概略申し上げますけれども、決算の詳細につきましては、議事課長のほうからご説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

議事課長の鹿間です。よろしく申し上げます。

議会費でございます。予算現額7億7258万7000円に対しまして、支出済み額が7億5562万4967円ということで、執行率は97.8%でございました。ごめんなさい、決算書は156ページ、157ページなんですけど、決算書のほうは数字の羅列でございますので、主要施策実績報告書35ページのほうをごらんいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

早川新平委員長

はい。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

済みません。先ほど申しましたように、97.8%の執行率でございました。そのうちの内訳でございますけど、見ていただくとおわかりのとおり、議員報酬と、私ども事務局の給与でおおよそ6億8800万円ぐらい、90%ぐらいが人件費ということになりまして、残りの6750万円余で事業を行っているというような状況でございます。

その主な支出につきましては、35ページの下段から36ページの上段のほうにわたってがその主な支出でございます。もう少し詳細につきましては、決算常任委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

それで、35ページの中段部分につきましては議会事務局の主な説明の部分になるわけでございますけれども、局長が先ほど申しましたように、ことしの主要施策実績報告書の説明といたしましては、昨年5月に施行されました議会基本条例の三本柱を中心に、市民との情報共有、市民参加の推進、及び議員間討議と政策提案という部分を中心に、今、議会報告会などが始まりましたので、そういった部分について記載をさせていただきました。

それから、ここに指標として置いておるんですけれども、この指標については、私どもとしては、今もなお悩んでいるところはあるんですけれども、議会基本条例の情報の共有というか、その部分についてを指標にさせていただいておりまして、市民にどういう形で提供していくかという部分の媒体を当初指標にしておったんですけれども、去年から、インターネット中継など新たなことを始めました。ただ、媒体にしていまいますと、これまでやってきたインターネットという部分で、今までのインターネットの中に含まれてしまうものですから、平成23年度の主要施策実績報告書からは、市民と情報を共有する方法という形で、インターネットの中でも、本会議のインターネット配信とか、そういう部分でちょっと分けさせていただいて、方法という形で、提供の数であらわさせていただくようにさせていただきました。

それから、36ページの中段以降といえますか、毎年説明として載せさせていただいている部分が36ページの下部分でございますが、平成23年度から新しい通年議会等になったということで、決算常任委員会の資料のほうで、通年議会なり議会基本条例になったこと

で、どのように議会のほうが変わっているかがわかるような形で資料として提出をさせていただきます。

決算常任委員会資料のほうをごらんいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと分厚いやつで、結局、総務常任委員会分の一番最後のところが議会事務局になりますので、それをごらんいただけますでしょうか。

まず、議会運営といたしまして、本会議の開催状況でございます。局長から先ほど説明がありましたように、議会基本条例が施行されましても、基本的には、本会議というか、以前の定例会と議会基本条例施行後の通年議会になりました定例月議会とでは、大きく変わったやり方をとっていませんので、原則的には余りふえませんでした。3月に緊急議会が1日ありましたので、その部分とあわせて2日程度、平成23年度は平成22年度よりも本会議としてはふえたという程度でございます。

次のページを見ていただきますと、委員会の開催状況でございます。これも先ほど局長からお話ございましたとおり、閉会中では非常に委員会としては活動のしにくい状況だったんですが、通年議会で、休会中になったということで、委員会の判断で委員会を開けられるようになったということで、休会中の調査事項も委員会側で自由に決められるという部分も含めまして、開催状況が非常にふえたという部分が一番顕著にあらわれたのが、この委員会の開催状況になるかというふうに思います。

あと、以下は、議員の報酬に関すること、それから費用弁償の部分でございます。費用弁償のほうは、平成23年度から、これまでの一律だった日額5200円から交通費の実費弁償のほうに変わりましたので、その部分について掲載をさせていただいています。それから、政務調査費の過去3年間について、こういう状況であったという部分についての説明を3ページのほうでさせていただいております。

4ページでございます。ここからが、事務局として、通年議会になったということで、大変になったという部分の主な部分をちょっと出させていただきました。まず、会議録の作成の関係経費でございます。ごらんいただいてわかるかと思いますが、委員会がふえましたので、委員会の開催時間のいわゆる反訳に当たる部分が非常にふえていくというか、今年度もそうですけど、非常にふえているという状況がわかっていただけるかと思います。

それから、議会報の作成の関係の経費でございます。支出済み額としてはそれほどふえてはいないんですけど、ページ総数として、徐々にふえる傾向が出てきております。今年度もまたふえていくという形になるかと思います。2月定例月議会の後からの議会だより

が、表決を載せるようになったり、討論を載せるという形になっておりますので、さらにふえていく傾向があるかというふうに思います。

あと、市議会の中継の関係の資料、それから、ちょっと紛らわしくなっていましたけど、インターネット配信の委託の部分と、それから、インターネット配信事業というのは、インターネットの会議録の検索機能の部分でございますので、その部分と、それから市議会モニターの関係経費を5ページに載せさせていただいております。

それから、6ページが、先ほどまた局長のお話がありましたように、議会報告会とシティ・ミーティングが、特に議会報告会は去年から新たに行うことになりましたので、その部分についての参加者数等を6ページに。

それから、7ページです。先ほども局長が申しあげましたように、通年議会になったことによりまして、視察の件数が非常に増加してきております。その部分について、7ページのほうに書かせていただきました。また、調査法制系の業務としましての他市からの照会等がやはりふえておりますので、その部分について掲載をさせていただいております。

それから、8ページ、これが300万円以上の不用額ということで、議会費の中で300万円以上の不用額が二つほどございます。一つが行政視察関係の経費でございます。これは、東日本大震災の関係で、全国市議会議長会の海外行政視察が昨年度は中止になりましたので、その部分において大きく不用額が出たものと考えられます。

それから、政務調査費でございます。これも約637万1788円という形で、637万円ほどの不用額が出ております。

それから、市議会にも補助金、負担金がございます。まず、補助金のほうがA3の大きな資料でございます。16ページが、まず補助金でございます。一番下、議会事務局と書いて、政務調査費が実は補助金でございますので、補助金として上がっています。この部分というのは、見直しの対象にならない部分の補助金の一覧表で、政務調査費でございますので、法令で支出を義務づけられているということで、見直しの対象外という形で上がっております。

それから、負担金は、一番最後のページでございます。全国市議会議長会など議長会関係の部分がここに全部記載されております。一番最後のページの真ん中付近、教育委員会の下から監査事務局の上のところ、264番から272番までが議長会関係の負担金ということで、平成23年度には大きな見直しはございませんでしたけれども、やはりどこの市町村も財政的には非常に厳しいということで、例えば全国市議会議長会は、平成24年度からは見

直し等が行われるということで聞いております。

説明については、以上です。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

森 康哲委員

他市議会からの視察対応のところ、大分ふえていると思うんですけども、本市としてどういうふうな対応、例えばお茶出したり、お茶菓子出したりとか、そういう対応はしているのでしょうか。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

お茶は当然出させていますし、去年は、毛利前議長のご配慮で、大入道煎餅でしたかね、煎餅を1枚ちょっとつけさせていただいて対応させていただくのと、それから、基本的に私どもがつくっている資料のほか、四日市市をPRする資料とか、それから、できたら泊まっていていただく方なんかには繁華街関係の資料とか、そういうパンフレットもつけて対応させていただいております。

森 康哲委員

その費用はどこに含まれておるんですかね。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

基本的に、パンフレット等は商業観光課などからいただいておりますので費用としては入っておりませんが、煎餅の部分が食糧費に当たりますので、たしか事務局の管理経費の中に入っているかと思えます。ごめんなさい、36ページの事務局の管理経費の中に入るものだと思います。

森 康哲委員

その管理経費が、平成21年度から比べると約倍になっていると思うんですけど。人数だけで見ると。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

はい。

森 康哲委員

どんどんそういうのは使っていただいてもいいと思うんですが、一般質問で森智広議員が質問されたように、お茶の内容というか、産地は、水沢産でしょうか。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

確かに、水沢産のお茶を使っております。

森 康哲委員

それとともに、ご紹介があった四日市商業の生徒がつくっているペットボトルのお茶ですね。泗水の香りというお茶があると思うんですけど、そういうのも活用して、ビジュアル的にもわかるように、夏場はそういうペットボトルのお茶を出して、冬場は温かいお茶とか、そういう使い分けもいいんじゃないかなと思うんですけど、お考え、もし……。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

そういう部分については、十分参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

早川新平委員長

他にございませんか。

野呂泰治委員

済みません。本当に、事務局は通年になってから、職員さんもそんなにふえてないのに、大変だと思いますけど、ご苦労さんでございました。我々も一生懸命やっておるんですけど、なかなかそうもいかない点もあるかもわかりませんが、フォローをお願いしたいんですけど、こういう市議会モニターとか、あるいは議会報告会もやっていますけれども、市民から議会に対する意見というか、何かそういった、直接電話というのは、そんなのは

ございますか。それだけちょっと、1点だけ。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

ないことはないんですけれども、基本的にモニターさんなんかの部分については、各会派のほうにきちんと全部掲示をさせていただいています。ただ、ちょっとした苦情的なものが多いものですから、あんまり皆さんのところへお持ちするような内容のものではないのかなというふうには思っています。非常に参考になるような意見であれば、また皆さんのほうに、会派等に掲示するような形はとらせていただこうかなと思っています。

野呂泰治委員

ありがとうございます。受けとめていただくのは結構なんですけど、あんまり無理していただければ、またかえって逆になると思いますので、その辺だけ、ひとつよろしく。

早川新平委員長

先ほど森委員から発言がありましたように、四日市の場合、泗水の里の水が森委員のところに置いてある。今まで大概これ出しておったのかな、そういう四日市の視察にお見えになったときというのは。ただのお茶だけですか。これは全然配ってない。急須だけで。今、鹿間課長が考えるというふうなことを言って、何だっけ、新しいお茶。泗水の香りが。例えばこれでも一応水沢のお茶ですので、そういったところでどんどんアピールをしていただければ。これだけの視察を、たくさん来ていただけるということは、いい意味での宣伝にもなりますので。

芳野正英副委員長

この前、総務常任委員会で佐賀県の武雄市へ行ってきましたけど、武雄市のしたたかさを目の当たりにしたのかなというところがあって、視察受け入れのまず前提に、宿泊をせなあかんという、それぐらいのやっぱりPRというか、地元にとどれだけお金を落としていくかということをしているので、四日市も、以前にちょっと無理にお願いして、昨年度ですけど、通常なら午後1時半とかに視察を受け入れるのを、午後3時に受け入れてもうたときありましたよね。長野市が来ておったときに。そういうときなんかも、それぐらいの時間に無理でも入れると、やっぱり泊まっていくんで、受け入れるときに、地元にとれだ

け落としていくかということも含めて、宿泊を要請してみるとか、そういう形の依頼と、それにあわせて、だから朝一の午前10時ぐらいからの視察を入れる場合は前泊してもらうとか、そういった形の要請をお願いできればなと思うんですけれども。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

実は、私もそれは考えていまして、どうやってやったら泊まってくれるかとか、そういう部分をいろいろ検討はしているんですけれども、何しろ四日市というのは非常に便利のいいまち過ぎまして、名古屋から30分なんですね。例えば5時に終わったとしても、6時には名古屋へ行っちゃえとか、9時からにしても、8時過ぎぐらいに出れば、ここへ9時に着けるとか、なかなかうまくいけないなというのがあってですね。

それと、したたかさは、鳥羽市がやはり非常にしたたかで、あちらは必ず宿泊でないと受けないというやり方をとっているんで、今、どうも四日市が前座か後か、寄っていくところにちょっと使われていまして、それは非常に悔しい思いをしておりますので、副委員長と同じ考えではあるんで、何とかうちで泊まっていってもらえるような形に考えてはみれていますけど、なかなか難しいですね。四日市という、地理的によ過ぎるといのが欠点に逆になっているかなというふうには思っています。済みません。

早川新平委員長

今、副委員長が、ことし、委員会として武雄市へお邪魔したときに、事務局のほうから、向こうは武雄市内で泊まらんといけないということがありました。それは強制力はないんでしょうけれども、四日市としても、今後、一つの考え方かな。今、課長も、何とか方策を練っていただいているというところはあるので、常日ごろ、我々、議会のほうにお手伝いをしていただいている、これからも一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

毛利彰男委員

おっしゃるところだけど、鹿間課長が考えておると言うんじゃないで、去年、局長にはお話ししたよね、こういう話はたっぴりと。その中に、素通りされないように。例えば夜景クルーズとか、そういうものを入れて、できる限りここにおるようにしといて、そして泊まってもらうとか、いろいろ方法あるんよ。だから、それをどう実行していくかだけの

問題で、考えておるんじゃないと思うんやわ。かなり議論したはずですよ、局長とはね。この話については。だから、今そういういい話が出たんで、やっぱりそれを実現するために、トライ・アンド・エラーをしていかないかんとおもいますよ。その人たちを港まで持っていくにはどうするかとか、そういうことを詰めていかなあかんとおもうんやわ。それだけちょっと言うて。

早川新平委員長

でも、いろいろと考えていただいているということで、期待をしております。今の毛利委員の発言は、過去の経緯から。

笹岡秀太郎委員

議長会で言うと、北勢5市議会の議長会があって、事務局の連携も、やっぱり北勢5市の連携って大事ななという気がするのね。特に、防災の面で言うと、広域的な視点というのは大事ということで、いろんな議論も深めてきておるけれども、北勢5市の議会事務局、お互いに向上していくための何かというのは、ここでは見えてこんけど、どういうふうにやっておるのかな。いわゆる北勢5市、やっぱり連携も大事だしね。近隣都市とうまくやっていくというのも大事だし。その辺はどうなんですか。

井上議会事務局長

事務局として、例えば勉強をするとか、そういうことは、済みません、今特にやっておりません。いわゆる連絡は、北勢5市の正副議長会議というのが年に3回ございます。その前段階で各事務局長も必ず集まりまして、打ち合わせ等もしておりますし、当日は、北勢5市の場合は、いろんな課題、各市で今困っておるような事例とか、他市の事例を聞きたいというふうなことでの課題を議論いただきますので、そういったことでの課題共有ということで、事務局も含めて一緒に勉強させていただいておるとというのが実態でございます。

それと、これは勉強会ではないんですが、いわゆる意見交換といいますか、北勢3市で飲み会は年に一遍させていただいています。これはちょっと趣旨とは違うんですけども、要するに事務局同士の風通しといいますか、顔つなぎといいますか、桑名市と鈴鹿市とは、私が以前ありましたときからやっておりますので、もう20年来続いておりますけれども、

それは年一遍、年度当初に、顔つなぎといいますか、顔合わせでやっておるとというのが続いております。今現在は、こんなような状況でございます。

笹岡秀太郎委員

近隣のまちというのは大変大事やもんで、もう少し充実していてもええのかなと。当然ながら、議長会の付随した形での事務的なすり合わせとか、そういう意見交換会になってしまったのかなという気がするんで、もう少し充実する方法があるんやろうなという気がするんで、ぜひまた充実していってください。意見で。

毛利彰男委員

関連で。

早川新平委員長

関連を認めます。

毛利彰男委員

今の飲み会というのは、原則的に出席をしているのは自腹ですので、公金で飲み食いしてるわけじゃありませんので、ちょっと補足。

早川新平委員長

ありがとうございます。

野呂泰治委員

意見交換会、個人的にみんな、表には出ませんけれども、議員というのは本当にいろいろ活動してみえると思うんですわ。だから、それがあってこそ、いろんなことに対応できるんであって、こうやって言うとするのは本当に氷山の一角ですわ。だから、そういうことがあるもんで、できれば、僕もちょっと一般質問で言いましたけれども、議会に行政はもっと意見を言うてくれればいいんだから、情報をもっと出してくれよと。議会として、議長というので名前を出して申しわけなかったけれども、本当に議会としていろんなところに陳情とか、よそはやっておるわけですわ。きょうも、委員長でしたか、上海で県はやって

あるんやなというようなことでね。だから、そういったことが四日市の発展になるんで。議員はいろんなことの情報を持っています。それをどうやって集約して、どういうふうの一つのものにしていくかが一番大事なんです。事務局も、その年、その年の議会の役員さんにいろいろ報告してもらって、そして、全体として動いていくというのが、機動力が行くようにひとつお願いしたいと思います。

早川新平委員長

よろしいですか、答弁は。

毛利彰男委員

一言あったら、ぜひどうぞ、局長。

井上議会事務局長

ご意見のほう、十分踏まえまして、できるところをまた改善させていただきたいと思えます。

早川新平委員長

他にございませんか。

(なし)

早川新平委員長

他にございませんので、一旦ここで質疑は打ち切ります。

これより、委員外議員の発言を認めます。よろしくお願いいたします。

中川雅晶委員外議員

お願いなんですけれども、ぜひ調査法制というか、できれば、これから議会は、先ほどの市民への情報提供とか、それから市民参加の取り組みとかというのはもちろん大切なんです。次のステップは、やっぱり政策立案能力を高めていかなきゃいけないのであって、そのためのお手伝いをいただかなきゃいけないし、法律的な部分であったりとか、政策的

な部分であったりとか、情報収集能力であったりとか、そういう機能をぜひ高めていただきたいなというか、そういうものが、そういう努力をしておりますというような今度決算報告をいただくように希望したいというふうに思います。

それからもう一つ、よそからご視察に来たときに、プレゼンしていただくと思うんですけども、私たちも視察に行って、引き込まれることがあって、そのプレゼンの内容も、工夫されているところと、残念ながら、そうではないところ等もあるので、ましてや皆さんがプレゼンしていただくのは、どっちかと言ったら、自分が立案してという部分が薄かったりすると、思い入れがなかなか入らなかったりとかする可能性もあるので、そういうプレゼン能力をいかに高めてもらうかという工夫も一つは必要なのかなというふうに思いますので、ぜひそういう調査法制能力、それからプレゼン能力を高めていただくような形で努力をよろしくお願いいたします。ぜひ、議会とか議員をサポートいただくような形でよろしく願いをいたします。

以上です。

早川新平委員長

議長、よろしいですか。

藤井浩治委員外議員

大変よくやっておりますので……。

早川新平委員長

それでは、質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

早川新平委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議会事務局分、決算分科会、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第1款議会費については、認定すべきものと決することにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

事務局、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

理事者はここで退席になります。

45分まで休憩に入ります。

14：41 休憩

14：44 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

総務常任委員会としての意見書案、発議第8号日本固有の領土を守るため断固たる態度を求める意見書の提出についてを審査いたします。

発議第8号 日本固有の領土を守るため断固たる態度を求める意見書の提出について

早川新平委員長

事務局のほうで朗読をさせます。

〔事務局 意見書案朗読〕

早川新平委員長

内容は今お聞き及びのとおりですが、ここでは委員間討議という形になっておりますので、委員の皆さんからの自由な議論という形にさせていただきますので、ご意見があれば挙手をして発言をお願いいたします。

野呂泰治委員

1点だけ、私の気持ちとして。真ん中方面ですけど、これらの暴挙は、これまでの我が国の外交方針の間違いを示すものであり、同時に将来に向けた我が国の外交方針の転換をというところですけども、積極的転換と。積極的ということをお個人としては思っております。積極的という言葉を入れられればということ。

以上です。

早川新平委員長

ということは、野呂委員のご意見は、その積極的を……。

野呂泰治委員

積極的転換を図る。積極的に転換を図るべきだと。

早川新平委員長

図るべきだということを入れろという。

野呂泰治委員

意見としてですね。私はそう思います。

早川新平委員長

野呂委員、その修正をそこへ入れろという、修正案としてのご意見ですか。

野呂泰治委員

私は個人的にはね。今は入れなくてもという意見が多くあってもいいですけど、私はそう思うということ。これは委員間討議ですから。

早川新平委員長

強い思いがあるということですね。

野呂泰治委員

そういうことです。

中川雅晶委員

私も、領土についてはこのとおりやと思うんですけども、ただ、もう衆議院で決議されているということもありますし、それから、そもそも政府、ちょっと前の首相が、トラスト・ミーから始まった、失政に始まるにつけ込まれたという部分もありますし、この請願というか、意見書が、例えば竹島とか尖閣諸島に近いような周辺の自治体からそういう要請があったのであれば、それはそれでいいのかなと思うんですけど、わざわざ遠く離れた四日市市議会でこれを意見書として提出する意味合いというのがあんまり感じられない。逆に、やっぱり冷静にならなきゃいけない部分。領土は領土で主張しなきゃいけないのは主張しなきゃいけないって、それは当然の話なんですけど、ナショナリズムを高揚するような意見書を、わざわざ今の時点で市議会として意見書を出すというところに、どうも僕は意味合いを感じられないということが疑問として残ります。

以上です。

早川新平委員長

他の委員さんは、ご意見ございましたら。

森 康哲委員

おおむね私はこの意見書に賛成させていただきます。この意見書は四日市から出すんですけども、日本国民としてどうあるべきかというのをやっぱり訴えていくべきことなのかなというふうに考えますので、どこに住んでいるというよりは、日本人ならどう考える

のかなというので、四日市市議会、四日市に住んでいる人ら、日本国民として、我々は市民の負託を得て議員として活動させていただいているので、その辺を意見書として出すのは別にいいのかなと思います。

以上です。

早川新平委員長

賛成討論的な意味合いやな。

森 康哲委員

まあそうですね。

芳野正英副委員長

さっきの野呂委員の発言は、修正のご意思があるのかなと思っていたんですが、一応この代表者会議にも一遍諮られた部分ですし、外交の転換というのは、まさにその積極性というのは、もちろん、野呂委員がおっしゃったような、積極的に働きかけていくという願意が入っておるとということもあるのかなと思うので、その点でご了解はいただけないかなと思うんですけど、いかがですか。野呂委員がおっしゃったことは、もうこの文面には込められていると思います。

野呂泰治委員

ちょっと補足しますわ。誤解のないように。

なぜ私がこれを申し上げているかというと、別にこれでいいんですけども、ただ、今までが、やっぱり、なかなか言いたくても言えないというか、今までは何もなかったからよかったと思うんですけども、ご存じのように、もう本当に、まあ戦争になってはいけませんでしょうけれども、やっぱり自分たちの思っておることを、国際的になれば堂々といろんなことを発信していくと。日本人というのは、どうしても和して同ぜずで、なあなあで来ておったんですけど、恐らくこれからはそうばっかも言うておれんが、自分たちの考えが多少いろいろあっても、やっぱり一つのものに積極的に表現していかないと、意見をPRしていかないと大変だなという思いからそんな発言をしておりますので、誤解のないようにだけひとつお願いします。

笹岡秀太郎委員

ただ、修正案が出てくると、流れの中で、修正案を採決していかんのと違うかな。どうなの。そうやる。修正案に賛成の方が、原案でいくかということ。だから、ここは芳野委員の言われるように、原文に含んでおるということでどうなのかな。修正案をもしできたら撤回していただいて、原文どおり進めるというのでどうなんですか。私はこれでいいと思うんですが。

野呂泰治委員

おっしゃるとおりで、私の思いを聞いていただいたんで、そのあたりで撤回をいたします。ぜひこれは意見として四日市から出していただきたい、このように思います。

早川新平委員長

ありがとうございます。修正案となると、いろんな手続があって、原文と変わってくるということなんで、総務常任委員会として、これに対して同様の討議をという形にしなきゃならんということ。反対討論というのは、逆に言ったらありませんか。

ちょっと聞くんだけど。いや、採決のときはちゃんと言いますので。それまでの意見は言っただけであればいいんであって、中川委員の思いも皆さんには周知されたと思っていますので。

反対討論はございませんか。この原文のまま、委員会としては。今、討論してもらわんと、この後、採決という形に入っていきますので、その後だと時間的にできませんので。皆さんのご意見としては、了とするというふうな判断が多かったと。今までのご意見の中では、そういう感じで受けとめておるんですが。

中川雅晶委員

私は、これを反対しているという立場ではないんですが、ただ、積極的にこれを今出すということについてはどうかなという。反対ではないんですけど、でも、積極的に賛成というわけでもないんですね。どうやねんというところ……。

早川新平委員長

その辺は伝わりましたので。委員の皆さんにもそれは感じておると思います。

中川雅晶委員

既に国会の衆議院のほうで決議されているので、わざわざそれに追い打ちをかけていく必要はないんじゃないですかというところだけですね。

早川新平委員長

他にございますか。

(なし)

早川新平委員長

採決に入っていきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、ただいまより採決に入ります。

発議第8号日本固有の領土を守るため断固たる態度を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

早川新平委員長

賛成多数ということで、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、発議第8号 日本固有の領土を守るため断固たる態度を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

早川新平委員長

これにて、発議第8号について終わります。

委員の皆さん、本当に長い間ありがとうございました。

まだちょっとお残りをいただきたいんです。この後、所管事務調査について、並びに議会報告会、シティ・ミーティング等々のことに、ちょっと皆さんのご意見を賜りたいとい

うことで。

冒頭でお諮りしました調査、休会中の所管事務調査についてですが、開会中の所管事務調査はなしということで先日ご報告を申し上げましたけれども、休会中の所管事務調査について、皆さんからこういう案があるということがございましたらご意見を頂戴したいと思います。休会中の所管事務調査です。

中川雅晶委員

先ほどもちょっと申し上げたんですけど、不納欠損を含めて、滞納整理も含めた債権について、債権管理条例も含めてぜひ議論していったらどうかなと私は思うんですが。

早川新平委員長

はい、わかりました。

今、中川委員のほうから提案がございましたが、他の委員さんは、ご意見があれば。

(なし)

早川新平委員長

よろしいですか。そしたら、休会中の所管事務調査について、債権管理についてという形で休会中の所管事務調査をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃあ、休会中の所管事務調査、債権についてをやっていきたいと思います。

また、日程としまして、第1回に10月25日午前10時から、そして第2回に11月12日午後1時30分というふうに事務局のほうから、日程がこれぐらいしかあいてないという報告を受けていますので、これで……。あ、そうかそうか、共通開催だ。申しわけない。議運のほうで、四常任委員会の共通開催日として確認をされておるということで、第1回が10月25日午前10時で、第2回として11月12日、月曜日、午後1時30分というふうに決定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、調査報告書の確認について、最終確認をするということを今言われましたので。調査報告書の確認ですが、皆さんそれでよろしいですか。よろしいでしょうか。今言うの、何か意見があったら。事務局のほうから、修正なり何なり、おかしいじゃないかというところがあれば、今言っていたきたい。もちろん、読ませてもらいましたけれども、それでいいということで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

なしという声をいただきましたが。

それでは、これでさせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、議会報告会について。今、事務局のほうから、先日議運のほうで、議会報告会、シティ・ミーティングにおける市民意見のフィードバックの検討についてということは議論をされました。お手元に今配付させていただいたような意見が、これは事務局で言うか。

こっち先か。申しわけないです。

総務常任委員会の議会報告会というのを、10月19日（金曜日）午後6時半より、場所は桜中学校、1階視聴覚室ということはもう決まっております。

総務常任委員会としましては、委員の皆さんに午後5時半に現地に集合していただきたい。で、会場準備と、最終打ち合わせをやりたい。午後6時半から開会になりまして、委員長挨拶、議会報告会を午後6時35分から午後7時5分までやっていきたい。議会報告会の後、シティ・ミーティングという形で進行していきたいと思いますので、よろしく願いたいします。全員出席ということで。

3番目のシティ・ミーティングに関して、前回、塩浜で、司会は毛利委員にさせていただきました。大変市民の皆さんからも好評やったという感想もいただいています。毛利委員、お願いできるでしょうか。

毛利彰男委員

皆さんがよろしければさせていただきます。

早川新平委員長

よろしいですね。全委員よろしくお願ひしますということですので、申しわけないですが、お願ひいたします。

申しおくれましたが、議会報告会の司会進行は副委員長の芳野委員にさせていただくということでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

そしたら、閉会の挨拶も前回と同じように副委員長にさせていただくと。後片づけは、いつも事務局がよくやっていただきますので、委員も頑張つてよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、シティ・ミーティングのテーマで、今回は本市の危機管理についてという形で、委員間で事前討議をやっていくと。その前にこれやらなあかな。

じゃあ、事務局のほうから、今、A3のペーパーを配っていただきましたけれども、先日、議運のほうでも、こういう形でやっていくべきだという案が出ましたので、ご説明をお願ひいたします。

原議事課主事

それでは、もうご承知の方も見えるとは思いますが、ご説明をさせていただきます。

先日、議会運営委員会において、議会報告会ですとかシティ・ミーティングのときに、市民の方からいただいた意見を、どのように政策につなげていくのかということで、お配りさせていただいたフロー図のような形で確認がなされました。

それで、常任委員会での役割としましては、まず一番上なんですけれども、シティ・ミーティングに臨む前に、常任委員会ごとに事前討議をしていただくという形になります。その後、議会報告会を迎えまして、そこで市民意見を聴取していただく。その後、常任委員会において、その出された意見をまとめるという形になります。

そのまとめた意見につきまして、上から四つ目の四角の部分なんですけれども、議会運営委員会において協議をして、議会全体で扱う課題と、あとは各常任委員会で扱う課題という形で仕分けていただくことになります。

常任委員会では、その仕分けられた意見について、これからどうしていくのかというの

を協議していただくんですが、課題によっては休会中の所管事務調査で詳しく調査していただいたり、そういう形で何らかの対応をするという形になります。すぐに結論が出るものばかりではないとは思いますが、結論が出たものに関しましては、議会報告会において市民の方に、こういうふうになりましたという報告をしていただくということと、あと市議会のホームページなどに掲載するという流れが確認されました。

本日は、10月19日のシティ・ミーティングを迎えるに当たりまして、一番上の部分の事前討議をしていただきたいと思います。その後、10月19日の議会報告会に臨んでいただきまして、先ほどご確認いただいた、休会中の所管事務調査の日程の1回目の10月25日、この日に、こちらのフロー図に書いてあります、上から三つ目の各常任委員会において、議会報告会で出された意見の整理といたしますか、確認をしていただく形になります。

その後、ちょっとまだ議会運営委員会の日程というのが確認されていけませんのでまだ不確定なんですけれども、恐らく議会運営委員会を挟んだ後、議会運営委員会において常任委員会でこれから扱っていくべき課題というふうにされた意見につきまして、11月12日の第2回目の休会中の所管事務調査以降にこの常任委員会において扱っていくことになるという、このような今後の流れになりますので、よろしく願いいたします。

早川新平委員長

事務局の説明はお聞き及びのとおりですが、今度の10月19日、総務常任委員会としてのテーマは、本市の危機管理についてということで、大変多岐にわたるんです。市民の方から、どういうご意見が出てくるかがちょっと、本当に多岐にわたるので、できれば我々常任委員会の役割分担というか、こういうことは私が伝えるわということをやっぱりやっておかんことには非常に難しいんかなと。例えば地震関係だったら私やるよとか、危機管理に関しても、非常に多いんですよ。今までは防災と言うと地震が中心だったんですけども、沿岸部が多かったんだけど、今度、桜中学校となると内陸部になりますので、防災に関しても、断層型の地震についてはどうなんやとか、あるいは急傾斜地の安全性はどうなんだとかいうご意見が出る。もっと言うなれば、危機管理ということになると、テロに対しても何だという意見が出てくる可能性もあると思います。

我々議員としては、理事者ではないので、こうだということは断言できないというのはあるんですが、誰も答弁ができないという。答弁というか、自分はこういうふうに考えているという、個人の意見を言うことになると思うんですが、そのところで何かご意見

あれば。

笹岡秀太郎委員

各地へ行くと、それぞれの特色のある質問が出ますよね。今度、桜ですか。

早川新平委員長

桜中学校です。

笹岡秀太郎委員

海蔵やないんやね。

早川新平委員長

海蔵はその次です。

笹岡秀太郎委員

桜へ行くと、恐らく塩浜の人は来んやろうと思う。そうすると、やっぱり桜にある課題を抽出していただくのは、ちょっと危機管理室に、どういう声があるのかというのを、まず課題整理していただくというのが、一つの参考資料としてね。みんながそれを共有していくというのも大事な事かなという気はするんやけど、その辺どうなんやろう。事前に整理しておいて、それぞれが目を通していただいて臨むというのが一番ええんじゃないかなあ。

早川新平委員長

今、笹岡委員からご意見が出ましたけれども、確かにそのとおりだと思うんですが、今この場でそれをやろうかというのも、ちょっと時間的な制約もあるんで、本来であれば、皆さんお忙しいんやけど、10月19日、当日以前に、たとえ1時間でも、このメンバーが集まって、自分たちで集まれる時間があればなと思っておるんですけども、皆さん、ご都合、この日やったらええという。ちょうど休会になったら。

森 康哲委員

予定では火曜日も日程とってありますよね。その日、午前中とか。皆さん予定は入れられてないと思うんで、まだ今の現状では。どうかなと思うんですが。

早川新平委員長

できれば、きょうは金曜日じゃないですか。終わってからでも危機管理室に行って、桜の問題、どういうことがあるんだということは聞いてきますけれども、資料等でやることになる、できれば火曜日の午前中に準備させていただくということになっていくのかなと思うんですが。

集まれる日にちはありますか。皆さん、今わかっておるだけで、これ、何日ぐらいやんのかな。

森 康哲委員

議会報告会の前ですか。

早川新平委員長

そうやね。予備日はありませんが、1日。2、3はあいてますやんね。それとも、もう間際。市議会議長会がまた入ってくるんで、15日ぐらいからが一番よろしいですか、じゃあ。だから、今ちょっと、もしよろしければ、海外視察等で行かれるのであれば、この日はあかんということをお願いしたいんですが。

今、議事課長のほうから、資料は用意をさせていただくので、皆さんに配付をさせていただくと。で、ざっとした打ち合わせは当日17時半から、そういうご意見をいただいたんですが、皆さんはそれでよろしいですか。

中川雅晶委員

私は、それで皆さんがいいと言うんなら別にいいとは思いますが、そんな適当なんでもいいかなと……。

早川新平委員長

今、中川委員がおっしゃるのもわかるんだけど、どんな問題がまず出てくるかわからんで、予測は一応しておって、委員がみんな共有をして答えるくらいしか……。

現実にどんな問題が出てくるか、ちょっとわからないので、今、事務局のほうは、危機管理室から何らかの資料を集めるということになっておるので。

中川雅晶委員

この間の議会質問じゃないけど、絶対進まないと思うよ。それはリスクマネジメントの違いです。リスクマネジメントのとおりやったら、それは直前にやってやると言えば、それはそれでいいんだけど、危機管理やろうかというのに、それでいいのかという……。まあ、いいですけど。お任せします。

笹岡秀太郎委員

中川委員が言われるように、例えば、こう言ったらおかしいけど、そういうものがあって議論に入っていくというのが一番議論の誘導はしやすいというのは、言われるとおりやろうな。方向性を示す一つとしてあるでしょうな。でも、なかなかできへんやろうな。

早川新平委員長

中川委員が今おっしゃったのは、本当におっしゃるとおりやと思うんですけども、現実、前回、塩浜を一つ総務常任委員会として例をとるならば、あのときは、及第点は市民の方からもいただいておりますというふうに私は思っていますし、そういう評価もされておるといふのがあるのでね。

毛利彰男委員

とりあえずもう直前にされたらどうです。資料はもらっておいて、勉強して、みんな集まられたらどうです。

早川新平委員長

だから、その日程がまずどうなのかなということをお伺いしておったんですが。これは事務局なしでも、我々だけでも、その話なんやでできると思うんだけどね。

笹岡秀太郎委員

どんな人が出るかわからないからな。

早川新平委員長

それはわかりません。そんなやったら、こっちから本当に理事者みたいに調べながら返答せんならんと思うんですけど。予想されるようなものしか出てこんと思うんですけどね。

笹岡秀太郎委員

桜は初めて。

早川新平委員長

桜は初めてやと思います。今まではないので。だから、どういった方、全く白紙の状態なんですよ。

笹岡秀太郎委員

委員会がそれまでにあるんやったらいいんですが、全然ないの。

早川新平委員長

ないです。だから、改めてどっかで。

笹岡秀太郎委員

今、見てみるとなかなか時間もないしな。例えば一つ言うたら、危機管理室にそういういろんな課題を抽出してもらうのと、もう一つ、地元自治体でいろんな議論をなされておる中で、いわゆる防災、あるいは危機管理室に関する意見なり要望等が今まで出ておるとするならば、そういうものが出てくる可能性が非常に高いんで、市民部あたりにも資料提供してもらおうというのも一つの手かなと。その上で、みんながとりあえず目を通して、正副委員長判断で、これは集まる必要ありと言え、また一度時間調整するというところでうなの。

早川新平委員長

だけど、今だめな日程はわかっているじゃないですか。海外視察行かれるとか、その中で……。僕は、日程が許すのであれば、中川委員がおっしゃるとおりに、たとえ2時間で

も集まって議論をしたほうがいいのかなというふうには思っているんですけど。どうぞ。

毛利彰男委員

それをみんなで議論するというのは、内容をもう少し突っ込んで勉強するとか、そういう意味なのかな。そんなやったら、自分で勉強したらええと思うわな。精読して、頭の中で加えたもんぐらい自分で勉強すると、自分のあいとる時間に。それで、みんなで集まらなあかんのは、誰がどういう形でお答えするかという、そういう話やろう。

早川新平委員長

そうです。

毛利彰男委員

勉強は自分でせにゃしゃあないことで。

早川新平委員長

そうです。だから、誰が、どこの、どういう問題については答えていただけるかという。

毛利彰男委員

むしろそれは議会報告会の、これまでは委員長が全部やってくれていた、報告等は。

早川新平委員長

議会のほうはそうです。

資料は事務局が用意してくれると今言っていたので、後は、勉強するのは自分らなんだけれども、例えば、じゃあ、順番に言うて、中川委員が全部答弁すると、あとの人はする意味がないので、この分野はおれがやるよということを打ち合わせしたほうがいいなと思っておるんで。だから、それが30分ではちょっと短いかなと。当日のね。そう思っているの。

笹岡秀太郎委員

打ち合わせていつもやっておるんだな、結局。

早川新平委員長

やっていました。いろんな意味で、僕は中川委員の意見は物すごくいい意見やなと思って、できればということで皆さんにお諮りをさせてもろうたんやけど。じゃあ、資料をもらって、まずそれから。

毛利彰男委員

委員が勉強するのは当たり前ですから。

早川新平委員長

それは当然やで。

中川雅晶委員

僕もそう思います。ただ、市の危機管理の中で、選択肢があるものについては議論が分かれるところもあるかもしれない。この間の井戸の話だって、その順番、西部へ行ったら、後回しにされているわけ。本当にそれでいいのかどうかということで、そういうのもあり得るんですね。

(発言する者あり)

早川新平委員長

それはそうです。私はそう思っています。

笹岡秀太郎委員

統一見解は得られないけどな。

早川新平委員長

統一見解はできないと思うんやけどね。

もういつまで言うとっても一緒やで。とりあえず、資料は事務局お願いできるんですかね。

鹿間議会事務局参事兼議事課長

こんなにはなることはないと思いますが、地域の抱えている問題は機関紙等で一応確認しますので、手に入り次第、出させます。

早川新平委員長

ご足労ですけれども、お願いいたします。

それじゃ、問題があればまた皆さんにご連絡をさせていただきまして、集まっていたことがあるかもわかりませんので、そのときはぜひよろしくお願いいたします。

それじゃ、いろいろとありがとうございました。お疲れさまでした。

15 : 25 閉議